

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成16年3月15日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第24号所管分の審査	2
質疑（山本靖一委員）	
議案第27号、議案第28号の審査	3
質疑（山本靖一委員、辻委員、柴田委員）	
議案第6号、議案第13号の審査	5
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（山本靖一委員、辻委員、柴田委員、中野委員）	
議案第2号、議案第10号、議案第30号の審査	46
補足説明（水道事業管理者）	
質疑（山本靖一委員、辻委員、柴田委員）	
採決	66
閉会の宣告	67

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成16年 3月15日(月) 午前10時 1分 開会
午後 5時19分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 木村勝彦	副委員長 中野賢治	委員 辻 勝美
委員 森内一蔵	委員 山本靖一	委員 柴田繁勝

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森川 薫	水道事業管理者 寺田規宏
都市整備部長 北野正明	同部理事 岩田延弘
土木下水道部長 小西 進	同部次長兼下水道工務課長 栗屋保英
同部参事 池田忠夫	同部参事兼下水道業務課長 宮川茂行
道路課長 藤井義己	交通対策課長 水田和男
水道部次長兼総務課長 池田三紀夫	同部参事兼営業課長 前川 登
工務課長 林 薫	浄水課長 馬淵 孟

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	同局主幹 船寺順治
-----------	-----------

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成16年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成15年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第24号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第27号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第28号 摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 6号 平成16年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第13号 平成15年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算
議案第 2号 平成16年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成15年度摂津市水道事業会計補正予算
議案第30号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 1分 開会)

○木村委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は柴田委員を指名します。

議案第24号所管分の審査を行います。本件については補足説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山本靖一委員。

○山本靖一委員 24号所管分引き上げということと認識するわけですが、府下的な水準を教えてくださいと思っています。それから、この件でどれぐらいの増収になるのかということです。それから、1枚が1件に改正されるわけですが、これはどういう内容を含んでいるのかということをお願いいたしますか。

○木村委員長 池田土木下水道部参事。

○池田土木下水道部参事 明示手数料は、大阪府下33市の調査の状況は、500円が2市、600円が2市、750円が1市、800円が2市、900円が1市、1,000円が14市、1,200円が1市、1,500円が7市、1,800円が1市、3,000円が1市。33市のうち阪南市は、今回手数料を改正するというので、32市の状況はこうなっております。

増収につきましては、過去、明示手数料につきましては、10万円前後というものが、1年間の収入でございます。今度、500円を1,000円に改正させていただくということになりますと、その倍ということでございます。明示によりまして、申請件数でございますが、ほぼ今申し上げたような状況でございます。

道路幅員証明につきましては一番最初

でございますが、府下の状況につきましては100円が1市、150円が2市、200円が14市、250円が2市、300円が13市。同じく阪南市は今年度、明示手数料とあわせて幅員証明を、改めてつくっていきたくと。32市の状況はこうなっております。

○木村委員長 どれだけの増収になるかということは。

藤井道路課長。

○藤井道路課長 増収につきましては、約倍ではございません。改正予定をしておりますのは7月1日からを考えておりますので、まず明示手数料につきましては、7月から3月までの見込みといたしまして150件を考えております。その150件で7万5,000円の増収を予定しております。幅員証明につきましては、7月から3月におきましては30件程度を予定しておりまして、3,000円程度の増収を見込んでおります。

○木村委員長 栗屋土木下水道部次長。

○栗屋土木下水道部次長 今、ご質問の中で、府下の状況の中でちょっと補足させていただきます。

先ほどご答弁を申し上げます明示手数料、1筆当たり500円。2市と申し上げますけれども、その中には改正前の本市も含まれております。他市といたしましては1市の状況でございます。それと、幅員証明手数料も同様でございます。現行200円、14市の中に本市も入っております。

○木村委員長 池田土木下水道部参事。

○池田土木下水道部参事 1枚というのは1件でございます。

○木村委員長 山本靖一委員。

○山本靖一委員 1枚を1件に改めるという、文言の整理とは認識しとったんですけれども、例えばコピーは1枚ですね、

それが2枚になってということで、多少、値段は変わるのかなという思いがあったんですけども、これを1件、1つにくくってしまうという内容と認識するわけですけども、この辺のことは別に他意はないのか、文言の整理だけなのかということ、最初は聞いておいたわけです。その点はもう一回教えていただきたいと思っています。

それで、値上げによっていろいろな影響を及ぼすというふうには認識はしないわけですけども、例えば中心後退などで、道路を市の方に寄附していただく際、このことはなかなかそのまま残っているところがあちこちにありますね。例えば、そのことを有効にやらしめるために、さまざまな制度を導入しているところなども、箕面市などもこれまで聞きましたけれど。そういう策もとられている先にこういう形でお金をとっていくということは、そういうこととの整合性について、少し心配をしたりという思いをするんですけど、政策的にお金さえもらえばいいというようなことにならないんじゃないかという気がするんですが、この点はいかがでしょうか。

○木村委員長 藤井道路課長。

○藤井道路課長 委員が先ほどおっしゃいました中心後退、建築基準法42条の2項に該当する部分なんですけれども、このことにつきましては、確かにおっしゃいますように他市の状況であれば、あらゆる方策をとりまして、市の方に現場を取得するという方策を講じておられます。この件につきましては、本市におきましては、寄附を前提にということでは、まだ政策的に行っておりません。これに支出が伴うということで、以前からの形態を踏襲したいということが現時点でございます。

さらに幅員証明につきましては、確かに認定をしております。道路の幅員を証明するという形をとっております、その部分は道路の幅員にならないということ等は、ちょっと差異があるというような状態でございます。その辺も適用いたしまして、他市の状況になり得るように、私といたしましては寄附を前提に持っていくというふうに考えたいと思っております。

○木村委員長 山本靖一委員。

○山本靖一委員 政策的に今言いましたように中心後退などがスムーズに行くような提言は、値上げとは別個にして、きちっと働きかけていただきたいと思っています。このことがさまざまな不公平を生み出しているということは、もうご承知のとおりですし、実際に中心後退の指導と言うたらおかしいですけども、その権限は大阪府にあって、なかなか摂津市としては手が届かないという状況にありますから、お金が出て行くということについては、非常に厳しい状況の中で、というふうに認識するわけですけども、これはそういうことが市政との信頼関係によって生まれてくるものだと思っておりますから、さまざまな部分で政策的な議論もしていただくように、そのことをお願いしておきたいと思っております。

○木村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○木村委員長 再開いたします。

議案第27号及び議案第28号の審査を行います。

本2件については補足説明を省略し、

質疑に入ります。

山本靖一委員。

○山本靖一委員 この2件については、現状3年間また延長するというので、これは当然そういう方向ということで認識するわけですが、一般会計のところでもお聞きしましたけれども、稼働率を上げていくという点で、出入り口の改善。これは、大体三千数百万円の費用を見積もっていると。その費用効果、それから今、その費用を捻出できるかどうかということが、1つ大きな理由になろうと思うんですけども、大体毎年2億100万円ちょっとでしたか、そういう収入の中で1億5,000万円ぐらいが経費として消えていくと。この間、毎年5,000万円ぐらいの利益を生み出しているという状況の中で、単年度の収入でクリアできる。もちろん管理委託しているところへの支払いとか、減価償却とかいろんな要因を考えていくと、単純に5,000万円が利益とは認識しませんけれども、しかし稼働率を上げていくという、出資として見ていったときに、これは可能ではないかと思いがするわけです。近隣で空き地などは、ご存じのようにタイム24という無人の駐車場がどんどんシェアを伸ばしているやないかと。これは利用者の実態に合わせたさまざまな時間設定であるとか、料金設定とかがやられていますから、そういうふうに見ていったときに、公がやるものが、まさに利用者の立場に立った形の中で、いろいろ工夫していくというのは非常に大事ではないかという思いがするんですけど、こういう点での考え方を聞かせていただきたいと思います。

○木村委員長 水田交通対策課長。

○水田交通対策課長 稼働率を上げるための方法ということで、出入り口の改善

ということを検討させていただきました。16年度の予算の収支からいきますと、やはり5,100万円ほどの黒字という形になっておりまして、単純に予算の中から3,800万円の工事費を捻出するというのは、その辺も可能かなというところは個人的にもあるんですけども、いろいろな事情がございまして、私どもの方、稼働率を上げるためにどういう方法があるかなということも検討してまいりまして、タイム24の駐車場の料金も調査をさせていただきました。

この1年間を通じまして、やはり現行の料金とあわせまして、例えば20分、100円でしたらどうなるのか。例えば、30分を無料にしたらどうなるのかとか、そういうことも検討もしながら、稼働率も上げながら収益も上げられる方法も、それでどうなるのかということも、考えていきたいと考えております。

○木村委員長 山本靖一委員。

○山本靖一委員 決断というのは、いつも先送りされるんですけども、いろいろ工夫しても、そのことはずっと先送りされてきたという経過があります。出入り口の問題について言えば、当初は全く難しいというお話の中から、本会議の質疑なども踏まえながら、随分変化してきたと認識するわけですし、同時にそういう点で言えば、議会との関係も、到達が大体一致してきているのではないかなという気がするわけです。であれば、工夫されたことが、いつ決断されるのかということに変わってきていると思うんです。いろいろ慎重にやるということは大事だと認識するわけですけども、一定のめどを立てて、そのことについては実現をしていただきたいと思います。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 神戸市の地下の駐車場をこの

前、使用させていただいたら、以前もお願いしておったんですが、バイクの駐輪場という形で、スペースをとってされているんです。以前、勾配がきつから危険度があるということをおっしゃっていましたが、神戸市も地下ですし、そういうことでもう一度、先ほど山本委員もおっしゃっていましたが、真剣に考えていただいて、有効利用の中でお願いしたいと要望しておきます。

○木村委員長 柴田委員。

○柴田委員 料金のことでですけど、大阪の最近の時間帯料金を、一遍調べられたらどうかと思うんです。私も大阪に出ることもあるんですが、いろいろ値段の差が激しいです。南なんかに行きますと1時間、1,000円です。北のど真ん中で、30分、100円というところが、今どんどん出てきています。それともう一つは、10分というタイムに切りかわってきています。できるだけそういう短い単位でも安くできると、使うということになれば、ほんの20分ぐらいの駐車だというときでも、そこに入れられるということで、将来、単位をもう少し小さくするような料金体系というものを考えられないかと。こういうことを1つ提案しておきたいと思います。

○木村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 今、各委員から指摘があったように、水田課長は個人的にということやけど、委員会では個人的な見解はあかんねんけども。正雀の市営駐車場なんかは、やっぱり料金徴収が自動になっています。ああいう形でも、そっちの方でも適用されへんのか。それで、出入り口の改善については、以前から委員会でも指摘があるから、その辺を担当として真剣に、どうすればいいかということの取

り組みを、今後お願いしておきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○木村委員長 それでは再開します。

議案第6号及び議案第13号の審査を行います。

本2件のうち、議案第13号については補足説明を省略し、議案第6号について補足説明を求めます。

小西土木下水道部長。

○小西土木下水道部長 それでは、議案第6号、平成16年度摂津市公共下水道事業特別会計予算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページ、款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、下水道幹線管渠の建設に伴う吹田市及び茨木市からの起債償還金負担金で、前年度に比べ45万3,000円の減となっております。目2、受益者負担金は、前年度に比べ1,889万9,000円の減となっております。これは、供用開始に伴う賦課面積の減少によるものでございます。款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、前年度に比べ2億6,144万5,000円の増となっております。これは、使用料の改正及び普及率の向上によるものでございます。

7ページをお開き願います。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、前年度に比べ1,300万円の減となっております。これは、国庫補助対象事業の減によるものでございます。

8ページ、款4、繰入金、項1、一般

会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ10億7,624万7,000円の減となっております。これは、公債費の元利償還金の一部について、平成16年度より新たに資本費平準化債を充当することや、下水道使用料の改正に伴う使用料収入の増加等によるものでございます。款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、前年度に比べ1,244万6,000円の減となっております。

9ページ、款6、市債、項1、市債、目1、下水道債は、前年度に比べ9億5,030万円の増で、これは新たに資本費平準化債を発行すること及び公共下水道事業債の増加によるものでございます。なお、資本費平準化債は、下水道事業債の元金償還期間25年と、下水道施設の減価償却期間約44年との差により生じる企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差に対する起債で、世代間負担の公平化を図る観点から、従来の資本費平準化債の対象要件が拡大されたもので、平成16年度より発行が可能となったものでございます。

次に歳出でございますが10ページ。

款1、下水道費、項1、下水道総務費、目1、下水道総務費は、下水道全体の事務に係る経費で、その主な内容といたしましては、人件費ほか節13、委託料は、パソコンに係る委託料など、節27、公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

12ページ、款1、下水道費、項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は、下水道施設の維持管理に係る経費で、その主な内容といたしまして節11、需用費は、下水道施設に係る光熱水費や修繕料など、節13、委託料は下水道使用料

徴収事務委託や集中管理室、ポンプ場、ガランド親水施設の維持管理に係る業務委託などがございます。

13ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、安威川、淀川右岸流域下水道組合負担金と水洗便所改造助成金等でございます。

14ページ、節21、貸付金は、くみ取り便所や浄化槽便所の改良資金貸付金でございます。目2、下水道整備費は、公共下水道及び流域下水道の建設に係る経費で、その主な内容といたしましては人件費のほか、15ページ、節13、委託料は、公共下水道工事に係る設計委託ほか合流改善対策設計委託等でございます。節15、工事請負費は、公共下水道の工事請負費で、安威川以北の合流地域で1路線、安威川以南の分流地域で汚水37路線、雨水2路線、全体路線延長で2.7キロの工事を実施するものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道事業分担金で、これは流域下水道施設の中央処理場、味舌ポンプ場、摂津ポンプ場などの整備に伴う大阪府への分担金でございます。節22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う地下埋設物等の移設補償費でございます。

16ページ、款2、公債費、項1、公債費は、公共下水道事業及び流域下水道事業の起債元利償還金と一時借入金利息等でございます。

17ページ、款3、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額でございます。なお、給与明細書につきましては18ページから25ページにかけて、債務負担行為の調書につきましては26ページ、地方債にかかわる調書につきましては4ページの第2表と27ページに記載いたしておりますので、ご参照

賜りますようお願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

先ほど、委員の皆様方にご配付させていただいております経営安定化計画の資料につきまして、ご説明申し上げます。

平成16年度において、資本費平準化債の発行を予定しておりますが、これに伴い、過日2月24日に府に提出をし、総務省に経営安定化計画を提出しておりますので、その内容についてご説明申し上げます。お手元の資料をご確認願います。安定化計画はA4サイズの様式2と、A3サイズの様式3で構成され、様式2で経営の安定化に向けた基本的な方策を定め、様式3で今後の経営状況の見込みを記載しております。それでは、様式2からご説明申し上げます。

1番目といたしまして、経営安定化計画の期間については、総務省の通知に基づき、平成16年から平成36年まで、向こう20年間といたしております。2番目といたしまして、経営安定化のための基本方針につきましては、適正な使用料の設定により、管理財源の確保に努めるとともに、効率的な経営や整備進度の調整により、維持管理経費や公債費の削減を図るとしております。3番目といたしましては、経営安定化のための具体的方針につきましては、まず1、収入の増加に関してでございますが、①で使用料を改正するといたしており、平均改正率は10%から15%、改定時期は平成19年度から21年度といたしております。②は、水洗化率の向上を図るため、啓発活動を積極的に行うといたしており、現状の取り組みを今後も継続していきたいと考えております。③は、有収水量の増加を図るため、面的整備を促進するといたしており、これについても現在の整備方針を継続してまいりたいと考えておりま

す。

次、(2)で支出の削減に関してでございますが、①で公債費を削減するために、公共下水道の起債額は原則として元利償還金以内とするをいたしており、起債残高が逡減するよう建設事業量を調整するものでございます。②は、簡素で効率的な組織とするために、配置人員の適正化を図るといたしております。4として、一般会計からの繰り入れに関する考え方につきましては、基準外の繰り入れに対する下水道部局及び財政部局の考え方を記載しております。まず、下水道担当部局といたしましては、①で経営健全化計画に基づき、平成21年度に累積赤字の解消ができるよう、繰り入れが必要としております。これは、健全化計画に基づき、平成21年度に向けて、年々累積赤字が逡減するように、所要の繰り入れをお願いするものでございます。②は、建設改良に係る人件費について繰り入れが必要としておりますが、これは本来、建設改良に係る人件費で、受益者負担金等により賄うべきものでございますが、それらの財源が不足する場合は、これを補てんする繰り入れをお願いするものでございます。③は、使用料収入不足分について繰り入れが必要といたしております。これは、経費回収率が100%に達するまでは使用料収入が不足することから、これを補う繰り入れをお願いするものでございます。

次に、財政部局につきましては、①は、今後も下水道事業の経営安定のため、適切な繰り出しを実行する。②は、建設改良に係る人件費の繰り出しについて原則継続する。③は、市の財政状況を勘案し、必要に応じて繰り出しするといたしております。この内容につきましては、安定計画を作成する上で、一般会計からの繰

り入れの考え方を財政部局に確認したものでございます。5番といたしまして、地方公営企業法の適用についての考え方につきましては、経費回収率が100%を超えると予測される平成34年から平成36年をめどに法適用を図るといたしております。下水道事業につきましては、法適用は地方公共団体の任意とされておりますが、国、地方を通じる行財政改革が重要課題とされている中で、下水道事業についても一層の経営の効率化、健全化に努める必要があるため、経理内容の明確化、透明性の向上等の観点から、国等が法の適用を推進していることをかんがみ、本市においても今後、他都市の事例研究を行いながら、遅くとも汚水整備が概成し、経費回収率が100%になる平成34年ごろには、法適用を図りたいと考えているところでございます。

次に、様式3についてご説明申し上げます。

まず、使用料収入額の見込みでございますが、平成19年度以降の節水の影響を考慮した内容となっております。また、平成16年度についても、予算額より減少しております。これは、大口需要家の営業が停止していることを考慮したものでございます。次に、一般家庭使用料でございますが、平成19年度に15%の改定としております。これは、健全化計画における改正率と同率といたしております。本計画では、平成19年度以降については使用料の改定を行っておりませんが、これはその下に記載しております汚水処理費が平成20年度以降逡減するとの見込みから、使用料を据え置いた状態でも経費回収率は年々逡増し、平成34年ごろには経費回収率が100%に達すると見込んでいることによるものでございます。なお、使用料収入不足分等に

については、一般会計からの所要の繰り入れがあることが、本計画の前提となっております。汚水処理費につきましては、維持管理費と資本費を合計したものでございますが、資本費は公債費に置きかえられ、元利償還金と支払い利子に分けられております。先ほども申し上げましたように、汚水処理費は平成20年以降逡減しておりますことから、これは維持管理経費が増加する一方で、それ以上に資本費が減少することによるものでございます。また、平成16年度については、元利償還の財源として、平準化債を充当したことにより、使用料対象経費となる汚水処理費が減少し、下段の経費回収率が向上しております。次に繰入金でございますが、基準額というのは、基準内繰入金のことでございます。雨水に係る資本費が減少することから、年々逡減をしていくと考えております。また、実繰入額についても、維持管理費が増加するものの、使用料収入の増加や、雨汚水に係る資本費が減少することから、逡減していくものと見込んでおります。経費回収率につきましては、使用料収入額を汚水処理費で除したもので、先ほどご説明申し上げましたように、使用料収入が増加する一方で、汚水処理費が逡減することから、経費回収率は逡増し、平成34年には100%を超えるものと見込んでおるところでございます。

その下、標準財政規模につきましては、今後も現状程度と見込んでおります。その下のF分のEは、標準財政規模に占める実繰入額の割合をあらわしており、繰入額と連動して逡減してまいります。

次に、有収水量でございますが、先ほど使用料収入でご説明いたしました、平成19年度以降は、一般家庭や事業所において節水が進むと予測しており、こ

れを考慮した内容となっております。

その下、使用料単価は、使用料収入額を有収水量で除したものでございます。

その下の汚水処理原価については、管理運営費を有収水量で除したものでございます。

その下、年度末普及率については、今後0.78%程度の増加としております。また、水洗化率については、本計画以上に向上するよう努力してまいります、平成19年度以降0.1%程度の増加としております。

以上、安定化計画の説明とさせていただきます。

○木村委員長 説明が終わりました。

山本靖一委員。

○山本靖一委員 最初に、総括的なことでお聞きをしたいんですが、安定化計画の中で今示されたように、20年間かかって、大体96.8%までにするという事なんですが、市長のこしの基本方針の2ページの下段のところに、15年度末で77.7%にした。府下平均まで到達していないけれども、この間の政策選択は間違いでなかったというお話でした。私たちは、下水については必要な事業ですし、これはどうしても進めていかななくてはならないという認識は持っています。しかし、この間、摂津市の財政が非常に逼迫しているという大きな要因の1つでもあるということの中で、急にブレーキを踏まれたというのが現状ではないかという思いがするわけです。

そういうふうに見ていったときに、市長の政治信条の公平という観点から、安威川以南の下水についてどうするのかと。以北は停止してでも以南の方に投資をしていくというお話ですけども、それでも人口普及率で見ていきますと、やっぱり三十数年かかっていくということになっ

ていきますから、この間、この下水道の整備計画全体について今示されましたけれども、こういうことでいいのかどうかということを、改めてお聞きをしたいと思えます。金利の問題、決算のところでも言いましたが、0.9であるとか1.0とか。こういう金利が安いときに事業を進めていく方法だってあるではないかと。しかし、それについては一切、この健全化計画、安定化計画の中では、もうふやさないとなっているわけですが、先ほど言いました政治信条であるとか、それから市長がこの間、間違っていないと説明した柱の中から見えていったときに、こういう推移でいいのかという思いがするわけです。しっかりとした方針が示されて、市民の信頼につながっていくと私は思うんですけども、それが財政的なことで余儀なくされたという実態はわかるにしても、そうすれば市長の政治信条はどうなのかということが、改めて問われると思えます。この点での考え方を示していただきたいと思っています。

それから、初歩的なことでお聞きしたいんですが、先ほど教えていただきました経営安定化計画の期間ということで、平成16年から平成36年、これを計算しますと21年間になるんですよ。今、20年とおっしゃった。16年から平準化債が始まって、これは3年据置きで20年間で返済をしていこうと。つまり、19年から元金の返済が始まるんですか。そういうことですね。そうすると、35年度ということになるのではないかと。間違っていたら、失礼ですけども、36から16を引いたら20ですけども、16年をカウントするからという気がするんですが、これはどうなのでしょう。

この安定化計画の中で、私が心配しますのは、平成25年になると思うんです

が、これは縁故債、民間資金ということで3年据え置いて、10年が来たときに一括返済をするという仕組みだったと思うんです。そうすると、この25年の起債の関係でいったときに、こういう金額でいくのかなという気がするんですけども、ここはどういうふうに見込んでおられるんですか。一括返済して、そういう仕組みになっていたと思うんですけども、そうではなかったですか。そういうふうには認識しているんですが、この17年間で計画をしていくのか、それからさっき言いましたけれども、もう一度もとに戻りますけれども20年の計画、これは21年の計画、ちょっとその辺を整理していただきたいと思っています。

それからもう一つ、同意の得られていない、これも公平との関係で、権利者の関係があるんですけども、まだ13か所残っている、2.2キロになっている。働きかけていくとかいうのは、一般的なお話はいつもお聞きするわけですけども、新たに障害が発生したと認識しているわけですけども、そういうところに対してどういうふうに15年度は働きかけてこられたのか。16年度の見通しはどうなのか。これは東別府の問題を言うているわけですけども、そういうことも公平の観点からどうなのかということ、聞かせていただきたいと思っています。

それから、回収率の問題で、ことし16年は83.8%、これは平準化債の関係でそういうふうにおっしゃっているんですけども、既にもう平均で言えば87%に達している。全国平均が64%ですよ。これは非常に田舎で効率の悪いところも含めてということになってくるわけですけども、この回収率が既にもうそういう高い位置にあると見ていった

ときに、このことだけを追いかけていくために、料金の改定を19年に予定しておられるようですけども、こういうことも国に早速約束してしまうと。これは、健全化計画の中で、既に3年ごとにということになっていきますから、リンクされていくのかなという気がするんですけども、これだって乱暴な話だなという気がするんですが、もう既に高い位置にあるということを見ていったときに、同時に安定化計画の中では、20トンの使用料では3,000円にといいことが言われているみたいですけども、そういうことから見ていったときに、やっぱり市民の負担ということから考えていったときに、どうあるべきかということが問われるんじゃないかなと思っています。全体としてはそういうことをお聞きしながら、具体的にお聞きをしたいと思っています。

5ページの使用料の改定、12.5%ということで、計算していたら1億9,000万円ぐらいの増収になるんじゃないかなと。14年決算、15年の予算から見ていって、割り返したときにそれぐらいになるんじゃないかなと。実際には2億6,150万円増になっているということで、具体的に内容を教えていただけませんか。下水道人口普及率は15年は0.65%とお聞きしていましたが、16年はどういうふうになったのか。それから、17年は0.75%と予算化をされていっているわけですけども、人口普及率、先ほどお聞きしましたけれども、こういう水準で本当にいくのかなと。もっと真剣な議論が必要ではないかという気がするんですけど。安威川以南については、栗屋次長は2%を図っていきたいとおっしゃっているんですが、実態としてそうなっているのかということ、お聞きをしたいと思っています。

それから、同じく繰入金の関係。ことは10億7,624万円を削りました。安定化計画を見ていったときに、今、見せられたので、なかなか分析する時間もないんですけれども、平準化債を入れるのはことしだけなんですか。この金額で見ていきますと、一般会計からの繰り入れは17年には35億円に戻りますから。そうすると、平準化債はとりあえずことしだけと。来年からは入れないということなんですか。そうすると、繰入金はもとに戻るという認識で、きちり確認をされていると。そこまで議論されてきたという認識でいいんでしょうか。恐らく平準化債というのは、ことしだけという、今の財政状況で見ていったときに、借りれるものはすべて借りたいというのが、一般会計の考え方だと思うんですけれども、ここの調整を本当にされたのかなと。実際にこの問題が出てきたのは1月22日、大阪府からそういう電話があって、1月27日に説明会に行かれて、それで一たん16年の予算については市長査定も終わって、さあということになっていたのに、改めてこういうことが出てきたから、一遍に組み替えられたと。まともな議論が本当にされたのかなと。後々のことをきちんと考えられて出てきたのかなと。そうではなしに、とりあえずその後で安定化計画が練られたのかなという、その前後の関係もいろいろ気になるところですけども、しかし少なくとも17年から35億3,000万円、18年は35億7,900万円というふうに、一般会計からの実繰入額としてはもとに戻っていますから、この平準化債については単純に16年だけなのかということをお教えいただきたいと思っています。気になるところです。

それから、健全化計画との関係で、1

3年から21年ということで、4つの柱を立てられた。これから立てられる22年以降の14年間というように私は思うんですけど、この計画では15年間となっているんですけれども、14年間の整合性です。これはもう安定化計画全体がこれに乗せられているから、それで整合性をとっているんだというふうなお話かもしれないけれども、これが本当に練って練って練られたものなのかという点で、非常に危惧をするわけです。基準外の繰り入れだって減らしていくとおっしゃっていたけれども、実際にはこの間の議論では、境目がなかなか難しいというお話がありましたし、基準外、基準内の繰り入れの金額も、この間、21億円ぐらいが基準内でしたか、5億円近くが基準外というお話も示していただきましたけれども、そういうふうなことを見ていったときに、健全化計画との整合性、どこで整理をされたのかということをお聞かせいただきたいと思っています。健全化計画はそのまま行って、22年からの安定化計画に切りかえていくというお話ですけども、そういう木に竹を接ぐという話、そんな気がするんですけれども、間違いないのかということをお聞かせいただきたいと思っています。

実際に36年までとなっているんですけども、これは机上の、私、率直に言ってこんな長い間、経済の変化もあるでしょうし、いろんな状況の変化があると思うんですけど、これを真剣にそのものだと思認識していいんでしょうか。市民の方の目に触れていく大事な計画ですから、私はそう思うんです。これが随分違うじゃないかということになってくると、行政の信頼が揺らぐという形につながっていくと思うんです。いろんな計画でも、これまで継続ということで、5か年の計画

を下水はやってこられたんですが、何年かごとに見直していくということは、どうしても作業としては必要になってくると思うんです。そういうスパンについて、どういうふうに認識しておられるのかということをお聞きしておきたいと思えます。

それから、市債の発行の問題、先ほど款6、これは元金の償還以内にしか発行しない。公債費の償還以外は発行しないという方針を、安定化計画の中で今、部長がお話になりましたけれども。そうすると、事業費はどういうふうに賄っていくのかという問題が出てきますよね。一番もとに戻るかもしれませんが、公債費でことしは43億円ほど消えてしまう。歳入として大きいのは使用料ということで、約17億円余りです。そうすると、あと事業をするためにどうしても起債ということになると思うんですけれども、この起債を公債費の償還以外に発行しないとなると、事業そのものがますます小さくなっていくという気がするんですけれども。もちろん、新たな事業を起こしていくために、起債計画というのは必要だと思うんですけれども、こういう枠の中に閉じ込めてしまうのかということをお聞きしたい。

なぜこういうことをお聞きするかといいますと、こういうふうに言いながら、先ほど平準化債では8億8,600万円も組んだわけですから、これはどうなるんやろと。それと、事業の起債と借金返しの起債は違うというお話かもしれませんが、借金にかわりはないわけです。そこまできてから借金しないというのが方針だと思うんです。しかし、もうどうしようもないから、また8億8,600万円も新たな起債を起こしたと。これは1回限りというお話かもしれませ

んけれども、随分一貫性がないと言うたらおかしいですけれども、そういう認識をするんです。市民の信頼を得るために、さまざまなことについて一定の一貫性を持たなくてはならないという思いがあるんですが、この辺はどうでしょうか。

それから、受益者負担金の関係。6ページです。昨年から1,889万円ほどの減になっていると思うんですが、大口の供用開始のところがなくなっていることに尽きると思うんですけれども、この間、幾つか供用開始の段取りができているところでも、受益者負担金、まだもらっていないところがあると。千里丘の工場跡地とかいろいろなお話があったんですが、そういうところはことしは視野に入っているのかということです。大手企業の中で、一部供用開始したということで、受益者負担金を払っているけれども、まだ残っているところが幾つかあるというご答弁もありましたが、そういう対象がことしはないのかということをお聞きしておきたいと思っています。

それから、7ページの国庫補助金の関係です。これは補助対象が少なくなったということで、1,200万円ということなんですけれども。国がこういう状況ですから、単純にはいかないと思うんですけれども、国庫補助対象の枠を広げていくという、これはいろいろな地方公共6団体なども政府に対して働きかけてきている経過がありますが、これの現状はどうなっているのかということが1つ。それから、もっと拡大させていく必要があるんですけれども、そういう働きかけは今どういうふうに行われているのかということです。それから、同じ内容になると思うんですが、2分の1の国庫補助ですが、これはもっと5.5とか、いろいろな時代がありましたよね。どんどん下げら

れてきているという。こういう経過の中で、生活に対する公共投資というのは、非常に大事ですし、その点で国が果たす役割は非常に大事だと思うんですが、こういう分がどんどん削られているということに対して働きかけていく。どういうふうな状況になっているかということ、聞かせていただきたいと思っています。

それから、8ページです、改造資金の返還金が3分の1、毎年同じような状況になっているんですけども、特に13年からの健全化計画がリンクしているのかなという気がするんです。36か月で返していくということになりますと、この3分の1のお金が減ってきていると。1,244万6,000円ですね、対前年度に比べて。

これは歳出のところでもお願いしたいと思うんですけども、さまざまなメニューを用意して、水洗化率を上げていくということの関係からいったときに、もっと活用してもらう必要があるんじゃないかなという思いがするわけです。これは健全化計画の関係からどうなっているのかということ、ちょっと聞かせていただきたいと思っています。

それから、10ページですけれども、下水道総務費の中で、全体して、また職員の方が3人ほど、これは一般会計の方で持っていただくという整理がされた、機構改革も進められていくと聞いているんですけども、事業が縮小していく中で、大分人員の減が図られてきました。大きな百姓も小さな百姓も、これは例えば悪いかもしれませんが、道具というのは同じように要るわけです。事業が縮小しても、一定の人員確保をしなければ、全体にさまざまな支障が出てくるというのはあり得る話ですから。そういう意味で、人員の縮小、経営改善という

んですか、健全化とかさまざまな言い方があるかもしれませんが、真にそういうことにつながっていくのかどうかという点で、非常に危惧するところもあります。この点での考え方を聞かせていただきたいと思っています。

それから11ページです。消費税の問題で、これは14年度決算で4,000万円近く補正を組んだ経過がありますが、補正というか、あれは運用の中で泳いできた。全体としては5,000万円近かったと思うんですが、ことしの予算では1億1,606万円ということで、ほぼ倍化していますよね。事業が縮小している中で、この消費税。事業を縮小することでは、当然、因果関係からなっていくと思いますが、倍になるという状況というのはどうなのかなと。この点の具体的な話を教えていただきたいと思っています。

それから12ページです。前納報奨金、これは15年9月に条例改正をされたという中で、次の補正でもありますけれども、300万円減額補正されていますね。これで見るときに、そういう影響力がないのか、単に対象が減少したということの中から、前納報奨金の金額が決められてきたのかということで、お聞かせをしていただきたいと思っています。

それから、13ページです。せせらぎ水路の問題。清掃委託料808万円ということで、毎年さまざまところで議論になってきます。これは、14年度だったと思うんですけども、45日間、中央送水所の工事で送水が停止になったということで、清掃費が250万円ほど減額補正された経過があります。ご存じだと思うんですけども。水をとめたら、そんだけのお金が浮いてくると見ていったときに、今の姿が本来あるべき姿で、

市民の方に憩いの場として喜ばれているということは知っていますし、本来、そういうふうに進んでいってほしいという思いを持っています。しかし、毎年大体経費を節減して、今、2, 200万円から2, 300万円の間に、全体の管理費が泳いでいると思うんですけれども、現状を変えないで、例えば5年間、枯山水みたいな話をさせていただきましたけれども、白い砂を入れておいて、また景気が回復したら現状に返す。これは目的外使用に当たらないと私は思うんですけれども。いただいた補助金を返さなければならぬという事情があるみたいですが、しかしこれは交渉の余地があるのではないかと。わずかな金額の削減というお考えかもしれませんが、全体の下水を普及していくという観点からいったときに、そのお金が随分普及率を伸ばす、1割あれば起債を充当して、その10倍の仕事ができるということですから、そういうふうを考えていったときに、これの工夫は、現状では恐らくもう限界ではないかと。市民の方の参加とか、いろんな工夫の中で経費が削減されてきているという認識はしているわけですが、であれば、現状、施設そのものを壊すとかいうことではなしに、水を流さない方法。ずっとじゃないですよ。そういう工夫だってあるんじゃないかという気がするんですが、この点はどういうふうに検討されてきたのか、教えていただきたいと思っています。

それから、同じく13ページの、安威川淀川右岸流域下水道組合の負担金ですね、5億4, 819万8, 000円。これは、14年は3, 800万円ほどの負担金が減額補正された。それから、15年の補正でも、約4, 000万円ほど減額補正されてきていますね。これは、い

ろいろな安威川流域下水道の経営努力の中から変化をしてきたと、私は認識しているわけですが、そういうものを見込んで、ことしも予算化されているのかと。それは折り込み済みで、16年度は減額補正がないという状況になっているのか、教えていただきたいと思っています。随意契約から指名競争入札になって、一般競争入札ということにも働きかけていきたいとあって、宮川参事なども答弁されていますから、この間のさまざまな努力がこういうところに実ってきていると思いますが、この点の話を聞かせていただきたいと思っています。

それから、14ページの水洗便所改造資金。これは先ほど言いましたけれども、25万円と30万円、36か月で返すということですが、期間の延長とか、まだ1人、保証人をとっておられるんですか。今、この保証人を対象に請求されている実態はどれぐらいあるのか。本人が払えなくて、そういう具体的な事例は幾つあるのか。非常に困っているという実態は、どうなっているのかということをお聞かせいただきたいと思っています。

13ページに戻ります。水洗便所改造助成金350万円が組まれています。これは15年補正では130万円ほど返ってきたと思うんです。減額補正されていたのではないかなと。130万円といいますと5, 000円ですから、割り返すと260戸、そんなにたくさん下水道整備をしているわけじゃないわけで、こんなたくさんのお金が返ってくるというのは、どういう見込み違いをしていたのかなと。ことしも350万円を計算しますと、約700戸に対する助成ですよ。開発業者に対するお金ではないわけですから、全く市が整備していく中での助成と私は認識するわけです。前年度、前々

年度供用開始されているけれども、まだ行ってない、そういう人たちも対象になりますから、これぐらいの費用が必要になるのかなという気がするんですけども、700戸の割り出し方。それと同時に、5,000円などということではなしに、何回も言いますけれども、できるだけ水洗化率を上げていく。ここにも書いてありますけれども、ことしは93%と見込んでおられるんですけども、これは実現可能なんでしょうか。今の状況の中で実現可能なんでしょうか。特にことし融資制度でしたか、融資の中で1,000万円ほど削られているんですけども、それは啓発に回していくというんですか、もうそれでは限度があるということの中で、さまざまな工夫をしていきたいと。具体的な形の中で水洗化率を上げていくというお話でしたけれども、その中身について教えていただきたいと思っています。水洗化率を図るために、今の市民の方の生活実態というのは、これは何回も言っていますので、新たなメニューが必要ではないかという思いの中からお聞きをしています。教えていただきたいと思っています。

それから、15ページです。水道管の移設替え外5,300万円という形で組まれているんですが、水道の方も後で議論になっていくんですけども、随分事業費を縮小しています。1億円余り、これは15年度。全体の計画も24年まで持っていたものを、22年とおっしゃっているんですけど、それを4年延長して、平成27年まで4年間事業計画を見直しをされて、後でまたお聞きしたら、もっと伸びているのではないかなという気がするんですけど。そうすると、水道との調整がどういうふうになっているのかと。どちらが主体性を持っておられるのかな

という気がするんです。よく市民の方が見かけられて、年度末になったら掘り返しているということと同時に、下水をやった後、また水道が掘り返しているとかいう、お金のむだ遣いではないかという、現象としてはそういうことについて、税金のむだ遣いという批判が上がっているんですけども、この辺の調整が、どう図られているのかという気がするんです。この点を教えていただきたいと思っています。

それから、補正予算の関係でお聞きしたいと思います。2ページ、繰入金6,175万円、これは一般会計へまた戻していくということだと思うんです。余ったお金はすべてまた一般会計へ戻していく。この中身について、すべて基準外繰り入れの金額に相当するのかどうかということで、以前にお聞きしたときに、委員長の方から宮川参事の方に、後日、質問者に対してきちっと説明をするようにという会議録があるんですけども、この間、全然働きかけもありませんでしたから、この際、改めて教えていただきたいと思っています。忙しいと思うんですけども、同じ質問が何回も出んように、一般会計へ全部繰り戻すという、それが基準外繰り入れ、私はそういうふうに認識するわけですけども、これも振り分けて基準内、基準外という形で繰り戻しておられるのかと。こんなしょうもない質問を何でするんだというおしかりを受けるかもしれませんけれども。やっぱり、当初予算化したことで下水道化を図っていくという点で、所管としての仕事があると思うんです。母屋が大変やということはよう認識していますけれども、所管としての仕事があるという思いの中から、こういう質問をさせていただいております。教えてください。

それから、市債です。これが5, 530万円減になりました。これも事業の縮小と、当初計画していた事業がそのままできた。しかし、実際にはお金はそんなに要らなかったら、起債が認められなかったのかという気がするんですけども、この起債の減、これを教えていただきたいと思っています。やっぱり事業を進めていくときに、単純に一たん計画したものを全部もとに戻して少なくしていくと。これは方針としてはわからんことはないんですけども、しかし、16年はさっき言いましたように、ばんと8億8, 600万円もふやしているわけですから、行ったり来たり、どこに主体性があるのかなと。全部整合性がありますという無理な説明をされても、私ら一般にもなかなかわかりにくいわけで。この辺のことを教えていただきたいと思うんです。

7ページの前納報奨金350万円が減っています。15年9月に条例制定とは影響ないのかどうかということ、教えていただきたいと思っています。それから、先ほど言いましたけれども、安威川流域下水道の負担金3, 988万8, 000円。これの主な減になった要因。14年、15年、こうして削られてきている。素朴に思うんですけども、14年は減額補正になったときに、15年はそれは見込めなかったのかという気がするんです。ルールがそういうふうになったことの中から、減額補正されたということであれば、15年当初の中で見込んでおくと。16年当初の中で見込んでおくということが普通ではないかと。事業を精査した中で、全体として工事差金が出てきたから、それがこういう形で毎年出てくるという説明でした。それはそれとして理解するんですけども、実態としてどうなんでしょうか、教えていただきたいと思っ

ています。

それから、同じような趣旨になるんですけども、工事請負費2, 000万円の減額になっています。設計費についても1, 150万円です。こうして3, 300万円ほどの下水道整備費の方では減額になっていると。そのほかに水道管移設補償、補填の800万円とか。この部分について、具体的に内容を教えていただきたいと思っています。

○木村委員長 宮川土木下水道部参事。
○宮川土木下水道部参事 経営安定化計画の中で計画期間が20年。その中で、平成36年度までの計画でいくと21年になるのではないかとこの点につきましては、平成16年度に8億8, 610万円という起債を新たに発行するわけなんですけれども、許可がおりて、私どもの方に起債額がおりる時期、これが16年度の後年度になってこようかと思えます。当該年度の内容につきましては、20年の計画で、3年間据え置くと。ですから、3年分につきましては利息をお支払いすると。この1回目の分が、恐らく16年度では2回本来返済することになるんですが、後期のお支払い分から始まるということになりますので、20年といいますその最終年に当たっては、平成36年度の初期に、前期で完納という状況になりますので、平成36年度までの内容とさせていただきます。

また、安定化計画の中で縁故債という状況の中では、10年で一括返済という状況になるのではないかとこの点につきましても、恐らく20年で、10年後には一括返済ができるのか。できれば一括返済、できなければ、やはり借り換えというような状況になろうかと思えます。今回の縁故債につきましても、まだその辺が定かに言われておりませんので、確

かなことは申し上げられませんけれども、今、そういう状況になっているというところでございます。

それから、安定化計画の中での回収率が83.8%となっているという状況の中で、全国平均は64%というにらみの中で、平成19年での料金改定はどういう状況なのかというお問い合わせかと思えます。本来ですと、平準化債を発行しない場合ですと、やはり繰入金は前年度とほぼ同額程度のものを補っていただかなければならない。その中で、今回、平準化債というのを元金償還の中に入れていて、使用料に対する負担が軽減されている状況にございます。ですから、そういうふうな形で、計算上、突出した形で65.4%から83.8%というような状況に入ってくるのか。ですから、あくまでもこれは見かけの回収率という状況になります。本来の平準化債を投入しなければ、今そこに書いております平成15年度、これも見込みですけれども、あるいは平成17年度、この60%後半台の中で推移すると思えます。

それから、予算書の中で、5ページの使用料、改定率を12.5%見込ませさせていただくことで、約1億9,800万円程度の増収になると試算しております。繰入金の中の関係で平準化債はことしだけ投入するののかと、今後どういうふうにか考えるのかということについては、平準化債につきましては、平成16年度の予算がほぼ固まりつつある中で、大阪府の方から連絡が入ってきたと。その中で平準化債、今伺っているところでは、この制度は10年ぐらいは続くであろうと。私どもとしまして、今、一般会計の方が非常に逼迫しているという状況の中では、何年かの投入を考えなければならないのではないか認識しているところで

ございます。今のところ、財政課とも協議はいたしておりますけれども、当面、3年程度は平準化債の投入も考えなければならないのかと考えております。

それから、健全化計画と安定化計画との内容ということでございますけれども、健全化計画は平成13年に提出させていただいて、平成21年まで。健全化計画につきましては、現在抱えております累積赤字を解消する内容と。今回、安定化計画につきましては、平準化債を投入することによりまして償還期間の変更をもって、世代間負担の公平性を図るという内容でございます。この安定化計画の中に平成21年度まで健全化計画が生きると。ですから、安定化計画の中の21年までは健全化計画と整合をもって、21年に累積赤字を解消するという内容のもので計画いたしております。

安定化計画が期間20年で非常に長い。こういう長い計画の中では、途中での見直しが発生するのではないかということについては、確かに20年先を見据えるのは非常に難しい状況にあらうかと思えます。また、市財政の方もどれほど落ち込むのか、あるいはどれほど好転するのか、ここらも非常に見きわめづらいところがございます。ですから、今回、平準化債を発行させていただくに当たりまして、今後、今申し上げましたように3年程度は考えなければならないのではないか、また大阪府の方のお話では、10年程度はこの制度は生きるでしょうというお話ですから、そこらの中で発行年度、あるいは発行額、ここらの変化が出てまいるようであれば、また大阪府の方から安定化計画の見直し作成の依頼を受けるやもわかりません。この辺はちょっと府からも、その辺の話は明確には聞いておりませんので、今後の状況を見据えたい

と考えております。

それから、市債の発行におきます安定化計画で示しております中で、元金の償還以内での事業費の推移につきましては、今、非常に赤字を抱えておりますから、ともかく今のところは赤字を消したい。その中で、やはり経費回収率が100%を見込めるまでは、今の起債発行額は、できるだけ今後抑えてまいりたい。その中では事業もしてまいらなければならないですから、借金以上の事業は当面控えさせていただきたい。この安定化計画の中でも普及率も視野に入れて計画を立てておりますから、今現状のものを踏襲している部分が多くありますけれども、やはりその中で、できるだけ下水道会計の安定を図る上では、当面、元金償還金の枠内で、整備を進めさせていただきたいと考えておる次第でございます。

6 ページの中の受益者負担金の中で、前年度に比べまして1,889万9,000円の減額している状況の中で、供用開始がなされていて、負担金が入っていない企業があるのかと。前回は申し上げました、千里丘の方でと説明をさせていただいておりますけれども、その企業全体の敷地部分が公共に受け入れる状況にはございませんで、受け入れられない範囲についてはまだいただいている。ですから、その範囲につきましては、受益者負担金を賦課していないという状況でございます。

それから、ことし大口で、そういう受益者負担金の対象があるのかないのかは、今のところ、今までのような大規模、大口に対する供用開始の範囲は含んでいないと認識しております。

8 ページの中の、水洗便所改造資金貸付金返還収入で、改造資金の返還収入につきましては、従前どおり、3年間の3

6回の返済でお願いしてまいりたいと考えております。改造資金の分と健全化計画の関係は水洗化率にも多少はかかわってこようかと思っております。

11 ページの節27 公課費、消費税及び地方消費税の分で1億1,600万円強の計上については、年々使用料が増収の状況にあると。ですから、預かり税が増と。需用費が減少していく中では、課税にかかわる仕入れも減っているという状況ですから、その差は相反する状況になってまいりまして、消費税の負担が大きくなる。預かり税ですから、預かった分を納税するという内容です。

前納報奨金は、今まで、期別納付ですとかいう形で、前納報奨をさせていただいておりましたけれども、昨年9月に改正させていただいた時点では、全期全納をもって報償という制度にかえさせていただいております。その中で、報奨率も5%という状況ですから、全期全納を以前にさせていただいていた方と比べますと、3分の1になり、期別の全納がなくなったというところで、今回、300万円という計算をさせていただいております。今、計算上ですけれども、前期全納していただけるのが、額にしまして大体6,000万円程度のものではないかと試算しています。

予算書13 ページのせせらぎ水路清掃委託料808万円を計上させていただいております。前年度におきましては、処理場からの送水停止ということもあり、その分については減額をさせていただいたと。また、水を流さなくても形態を維持すれば、その管理費たるものは安くなるのではないかとという内容かと思っております。ガランド水路をオープンさせて以降、いろいろ工夫をしてまいってきたつもりでおります。その中では維持管理費につい

ては、できるだけ抑えられるような努力もしてきたと思っております。やはり、事業目的が1つございまして、その中では、処理水を流す施設。その処理水をなぜ流すかということは、やはり下水道処理水もこういう有効活用ができるという目的を持って、始めさせていただいた内容でございます。ですから、水を流さなければ掃除はしなくても済むというだけではないと思うんです。やはり、維持をする上では、水を流さなくても清掃も必要かと思えます。もう一つは、やはりせせらぎ水路清掃委託料の下にございます防火水槽、これもあわせて掃除をいたしておりますけれども、やはりポンプピットと防火水槽という機能を持たせた内容ですから、水を切ってしまうと、これらの機能も定かでなくなると。それはそれで水をそこへためればいいじゃないかという条件づけにもなるかとは思いますが、今のところはあの状況を維持してまいりたいと考えております。

同ページの中の安威川流域下水道組合負担金につきましても、毎年確かに補正という形で発生しております。この点につきましても、今までの管理業務委託が随意契約になってきたものを一般競争に変えてきたと。そういうところの入札差金といいますか、そういうものもございまして、そういう制度の中で、当初見積額と最終の精算額との差が、毎年年度末には補正させていただくという状況になろうかと思えます。

14ページの水洗便所改造資金の貸付金で、貸付金の交付の折に保証人をつけていただいております。その保証人に対して請求しているのかということですが、ちょっと記憶の範囲で申しわけないんですけども、1件、15年度におきまして、管財人の方から、お支払いができません。

いと。配当をもって精算するという通知が来ております。貸付金につきましては、使用料等と同じ扱いにはできないかと考えております。ですから、貸付金に対して管財人の通知のと通りの配当だけで済まされるとなると、保証人の方にその旨をお伝えした上で、貸付金の返済はお願いしなければならないと考えております。ですから、このような件数は余り出てこない状況にございます。

13ページの水洗便所改造助成金ということで、今回、5,000円で700件計上しております。15年度の方も130万円補正させていただいております。15年度は、489万円、件数にしまして978件を計上させていただいておりますけれども、今回、130万円を減額させていただくことで、718件。まだ718件には達しておりませんが、そのような状況の中で、前年度と同程度ということで、700件で350万円を計上させていただいたということになります。

補正の繰入金金の2ページ、一般会計からの繰入金6,175万2,000円を減額させていただき、36億1,956万7,000円しておりますけれども、繰入金金の基準内、基準外ということもございまして、歳出の方で総務費の一般事業ですとか、あるいは下水道管理費におきます水洗便所普及事業ですとか、あるいはポンプ場管理事業、ガランド施設管理事業等々の精算をした上で、今回、6,175万2,000円というものを減額したという状況でございます。

市債の発行額で、補正額でそれぞれ地方債の発行が5,530万円の減少ということで、事業費の中で工事につきましても少なく、あるいは委託関係ということで、それともう一つは移設ですとか

の補償関係、ここらの分が減少したという形の中での精査をもとに、起債発行を減少したということです。

前納報奨金は、15年9月に改正させていただいて、制度の内容としましては、もうご理解いただいていますように、全期全納一括分だけになったことで、50万円の減額をさせていただきました。

安威川流域下水道組合の負担金は、今回、640万円減額していますが、これは、今年度完了を組合の方をお願いしているんですけども、最終精算によります減額がなされたものでございます。

○木村委員長 栗屋土木下水道部次長。
○栗屋土木下水道部次長 それでは、まず、人口普及率でございますけれども、平成15年度末見込み、これはあくまで見込みでございますけれども、全市で77.7%、これは前年度と比べまして1.1%の伸びになっております。その内訳といたしましては、安威川以北が92.15%程度、伸びといたしましては0.08%程度の伸びでございます。一方、以南でございますけれども、64.5%程度、伸びにいたしまして2.1%程度でございます。

また、平成16年度の予算編成に当たりまして、私どもが見込んでおります普及率の伸びでございますけれども、これは約0.75%程度を考えております。その中で、特に以南につきましては、1.4%程度の伸びを目標にいたしたいと考えておるところでございます。

16年度の伸びの予定、普及率0.75、また安定化計画、また従前の健全化計画の中では0.78%の年間普及率の伸びを計画いたしておるところでございます。この将来的な事業量、また人口普及率の伸びにつきましては、当面は、21年の累積赤字の解消に向けて計画いた

しております。それとあわせて、本市の健全化計画の中で、建設投資額の抑制がうたわれております。そうした中で、特別会計も同等であろうという解釈をいたしてございまして、当面は0.7から0.8の伸びで推移をさせていきたいと考えております。

36年までの長期の考え方でございませうけれども、先ほども宮川参事の方からご答弁を申し上げておりますように、今後の経済状況の推移でも変わろうと思っております。その中で、安定化計画の見直しのスパンはというお問い合わせにも関連するわけでございませうけれども、くどいですが、私ども、当面は下水道経営の安定化を図ってまいりたいと。ある一定健全化が進み、また本市の財政状況も好転する情勢となりましたら、やっぱり建設投資額も上げながら、整備進度を上げていきたいという思いでございます。ただ、それが今の段階でいつごろになるのかというのは、未確定要素もございませうので、長期にわたります安定計画の中では、普及率の伸びを0.78%とさせていただいたものでございます。

埋設同意の関係でございますけれども、現時点で同意が得られていない箇所は、市域全体で13か所でございます。延長にいたしまして約2.2キロメートルとなっております。また、15年度におきましても、従前から懸案でありました烏飼野々地域、東別府地域、これは14年度から継続してさせていただいております。新たに正雀本町一丁目地域におきましても同意がいただけましたので、現在、施工中でございます。

もう1点、16年度の予算におきましては、別府二丁目の味生体育館周辺の同意がいただけなかったわけですが、これも15年度の段階で同意がいただけ

ました。一方、鳥飼西四丁目地域の一部につきましても、権利者のご理解をいただきまして、同意もいただきましたので、16年度の当初計画の中で予定をさせていただいているところでございます。

特に東別府の今後の水神木以西を現在させていただいておりますけれども、これにあと16年、17年度の2か年は必要だと考えております。17年度で水神木水路以西は整備を済ませてまいりたいと。そうなりますと、今後、水神木水路以東の整備が継続的に必要となってしまうわけでございますけれども、以前から申し上げますように、その箇所については所有権がまだ市にはなっておりませんので、同意がどうしても必要だという状況でございます。ただ、以前からもご答弁申し上げますように、相手方は、特に開発区域までの、その当時の道路拡幅の件、これに一番こだわっておられます。それからもう1点、近隣での他の業者による開発行為の本市の認め方、これにつきましてもいろいろおっしゃっておられるところがあり、またわだかまりを持っておられると思います。ただ、今の段階では解決もしておりませんし、正直、解決方法というのは、今段階ではないわけでございますけれども、先ほど申し上げます18年度には、やっぱり施工もしてまいりたいと思いますので、16年、17年の2か年で、これは努力してまいりたいと考えております。

続きまして、国庫補助金の関係でございますけれども、予算書7ページ、国庫補助金でございますけれども、確かに前年度と比べまして当初予算比でも1,300万円の減となっております。これは、現在、面整備を行っているわけでございますけれども、末端環境の施工が多くなっており、補助対象路線が減少いたしてお

るという理由が一番大きな理由でございます。それともう1点、平成16年度の予算におきましては、工事請負費を前年度より増額させていただいております。その関係で試算いたしますと、もう少し国庫補助金の該当路線があると私は考えておりますので、現在、大阪府に対して追加要望はさせていただいております。それに対して努力はしてまいりたいと考えておるところでございます。

補助枠の拡大でございますけれども、これは以前もご答弁させていただいておりますけれども、従前から下水道協会、また大阪府の下水道促進協議会などを通じまして、国に対して要望、陳情を行っているところでございます。その結果かどうかわかりませんが、国では平成15年5月に国庫補助対象基準の運用の一部拡大が行われたところでございます。あらゆる機会を通じまして、今後ともさらなる拡大に向け、要望は行ってまいりたいと考えておるところです。

職員数の関係ですが、15年度の当初予算の編成に当たりましては、下水道総務費で11名、下水道整備費で15名、合わせて26名計上させていただきました。15年度の補正におきまして、整備費で1名減、合わせて25名が現有体制となっております。今回、供用区域の拡大等々によります組織充実という意味で、機構改革をしていただくことになっております。下水道業務課、下水道管理課、下水道整備課、3課によってなるわけでございますけれども、現在の16年度の予算計上に当たりましては25名の中で割り振りをさせていただいております。その割り振りの中身でございますけれども、予算概要にも記載させていただいておりますように、下水道業務課6名、下水道管理課8名、新たにできます下水道

整備課に9名、合わせて23名計上させていただきます。先ほどの現有体制25名と23名の差の2名につきましては、一般会計へ計上させていただいたところでございます。この理由といたしましては、当然、下水道経営安定化のために、一般会計でお世話を願うという内容でございます。

続きまして、水道移設の関係は、下水道整備費の補償、補填及び賠償金につきましては、16年度5,300万円計上させていただいているところでございます。これは下水道工事の施工に伴い支障となります水道管、ガス管、その他の地下埋設物また架空線等の移設替え費用として計上させていただいております。その中で、14年度の決算でご質問の水道移設につきましては、構成比といたしまして約22%程度を占めておりました。予算編成段階の水道部との協議でございますけれども、これは当然、我々が我々として予算を編成した時点につきましても、図面でご連絡申し上げます。また、市長査定が済んだ時点でも、水道部へは連絡させていただいた中で、図上ではありますけれども、移設が発生する箇所。また、水道部として移設とは別に整備をされる箇所、そういうのは検討していただいた中で、水道部の予算処置をさせていただいているところでございます。

それから、整備費の補正でございますけれども、15年度の補正、最終補正と考えており、整備費全体で4,750万5,000円。これは当初予算との率にいたしまして7.6%の減をさせていただいております。その中身でございますけれども、まず委託料では1,290万円の減額をするものでございまして、そのうち工事設計ほか委託料で1,150万円の減でございます。この内容でござ

いますけれども、これは当初は管渠の委託の実施延長でございますけれども、これを2キロメートルという考えで予算計上させていただいております。それとあわせまして、味舌水路の水路の水の取り込み施設、公共下水道または流域下水道へ取水する施設の実設計を計画いたしておりました。そうした中で事業執行に当たりまして、管渠の委託では事業量の抑制等によりまして、実施させていただいた延長が約1.8キロメートルでございます。また、先ほど申し上げます味舌水路の取り込みでございますけれども、これはいろいろ大阪府などと協議、調整を行いまして、味舌ポンプ場の水路系ポンプの電気設備等の修繕で対応できるということがわかりましたので、委託は不要とさせていただいております。それが主な減の内容でございます。その他、不明水の調査委託では140万円でございますけれども、執行差金が出てきた内容でございます。

それとあわせまして工事請負費で、15年度で実施させていただいております工事件数、これは15件させていただいております。契約件数に直しますと23件でございますけれども、当初計画どおりすべての路線で工事を現在実施済み、または実施中でございます。延長にいたしまして約2.2キロメートルを施工させていただきました。そうした中で2,000万円を減額させていただくものでございますけれども、これは入札などの落札差金による執行差金でございます。

その他、整備費の中での安威川流域下水道事業分担金、これも減額させていただいております。これは安威川流域下水道事業分担金の確定によりまして640万円の減額をさせていただいたものでございます。15年度の事業内容といたし

ましては、中央処理場の雨水設備、また電気設備の更新並びに水処理施設とか砂ろ過施設、焼却炉の設備工事などを実施していただいております。

最後でございますけれども、補償、補填及び賠償金につきましても800万円を減額させていただいております。これは、現場での工事实施に当たりまして試験掘り等、詳細な調査を行いまして、支障にならないような管路の埋設位置、またマンホールを小型化することによって、移設費を抑えた結果だと考えておるところでございます。

それと、市債の中でご質問をいただいております、特に工事請負費になるわけでございますけれども、執行差金、これでなれども減額せずに整備を延ばせないのかというご質問でございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、平成15年度の予算編成に当たりましては、人口普及率を0.6%程度の伸び。また、その中で安威川以南地域では1.1%程度の伸びを目標といたしまして予算編成をさせていただいております。また、事業の実施につきましましては、平成15年の第1回定例会でお渡しいたしております施工計画箇所図に基づきまして実施もさせていただいております。執行差金につきましましては、先ほど申し上げました人口普及率の目標値、これも達成する見込みでもございますし、下水道特別会計、また本市の経済状況等々を考慮させていただいた中で、減額補正をお願いいたしましたという内容でございます。

○木村委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11時 59分 休憩)

(午後 1時 1分 再開)

○木村委員長 休憩前に引き続いて再開いたします。

山本靖一委員。

○山本靖一委員 最初の安定化計画の関係で、16年から36年と。期間としては20年という話なんですけれども、これは一般的にわかりやすい言葉として、きちっと整理して教えていただきたい。先ほど20年間と言われたんですけれども、年度でいけばやっぱり21年間になっていくわけですから、文言の整理をしていただきたいと思います。

それから、縁故債というのは大体今まで、10年たったら35%ぐらい返済が終わって、あとの65%は一括返済というのが通常になっているわけですね。そのときに金利がどうなっているか全然わからないし、返すこともわからないというお話だったんですけれども、もう一回翻って、このことについて、この計画をつくられたのはいつなのか。つまり、1月27日に大阪府からそういう説明があって、市長査定は終わっていたけれどもこれに飛びついて、国への計画を出されたということなんですけれども、どういう期間をかけて、どういう調整をして、この計画を練られたのかということをお聞きしたんです。平成25年に一括返済ということは全く入っていませんし。これは当然入ってくると私は認識するわけなんですけれども、いいかげんな計画だと思います。

同時に、来年、再来年も平準化債については、財政としては入れていきたいと。そうすると、もうことしだけの形で計画が出されているわけで、ことししか通用しないという計画になる。つまり、来年から35億円程度の一般会計からの繰り入れは、またもとへ戻すという計画になっているんですけれども、その辺で、来年も再来年も発行するという計画を持っておられるのであれば、これは全くその場のぎの計画と、市民的には受け取られるんじゃないか、私もそういうふうにあ

けとめます。こんなことを議会の場で、それから市民の方の目の前に出していくということについては、非常に不誠実。こんなでたらめな計画が、とにかく国へ義務づけられているから出した計画ですと、来年以降はわかりませんというのは、そんなことをやっていたんでは、行政の信頼性ということがかち取れないと私は思うわけです。この辺で、部長、どういう調整、どういう見通し、どういう資金計画でこのことを是とされて提出されてきたのか。ということは一番大事な部分ですから、教えていただきたいと思っています。

回収率の問題で83.8%になる。これは平準化債を入れたから単純に計算をしたらそういうことになるんですけども、既に全国平均の64%を上回っていると、67%ということになるわけでしょう、平準化債を入れなくても。そうすると、そういうふうな状況の中で、19年の値上げについては、もう健全化計画の中にリンクされているからということで、15%の値上げはもうここに書いてあるわけです。そうすると、去年の12月に条例改正をして、12.5%引き上げましたけれども、そのときの議論の中身として、単純に3年ごとに上げないという、私はそういう認識をしとったんですけど、ここでも15%、19年に上げるということを書いていたら、あの議論は何やったんやろということになるわけで、せっかくいろいろと議論をして、市民の方の負担を少なくしていきたいと。15%を予定していたけど、12.5%に抑えてきたという経過がありますから、こんなことを軽々しく国に約束していく、そんなことの姿勢が問われているんじゃないかということを知っているわけです。国に出すさかいに、とにかく数字を入れま

したと。そういうものなのかという。ここに所管としての魂があると思うんです。何でこんな計画が簡単にどんどんつくられて、議会の議論も、市民の生活の状況も全く無視しているというように私は思うんですけど。大事な分やと思うんですが。この点はどうでしょうか。この平準化債については、本当にしっかりと。議会も問われますので、聞かせていただきたいと思っています。

20年間の計画ということの中で、これから財政状況もどういうふうに変化していくか。これは景気の関係もどういふふうに変化していくかわからないと。当面は3年ほどとおっしゃっているんですけども、当面やなしに、こんな計画やったら毎年違う形を出してこないかんわけですから、しっかりとした下水の普及率、それから資金計画というものが必要になってくると思うんですが、そういう準備をしておられるかどうかということを知らせてください。

これは、前の13年から始まった健全化計画も翌年には見直しをしたという経過があります。そういうふうに見ていったときに、今の財政状況とかいろいろなものの中で、もっと短いスパンできちっとした精査が必要になってくると。これはもう必然的にそうなるという気がするんですけども、この辺はどういふふうを考えておられるか、もう一回教えていただきたいと思います。

それから、市債の発行の問題でお聞きしたいんですが、新たには発行しないと。つまり、償還の範囲の中で起債をしていくということなんですけれども、私は市民の方にこれで納得してもらえるのかなと。最初に言いましたけれども、市長の基本姿勢、政治信条は公平ということでした。しかも、下水道の促進については

全く間違いがなかったというお話です。そうすると、事業については、今言われたように0.78%の人口普及率でいくと。こうなってくると、やっぱり三十数年かかるわけですから、この辺の市長の政治姿勢と、実際に事業をやらないという、財政状況としては認識していますけれども、大事なことは市民との信頼関係、市長が言われている言葉を裏づけていくということだと思っんです。したがって、この辺の市長の政治信条と、原課が今取り組んでいる内容との乖離はないのか。住民の皆さんに対する、こういうことで合意が得られるのかと。三十数年待つてくださいということで、ちゃんと説明をしていけるのかどうか。毎年原課のところでは、ここをやってほしい、ここをやってほしいという矢のような催促が届いていると思っんですけれども。そういう方に対して、とにかくお金がないから待つてくださいということだけで合意が得られるのかどうかという、この辺は非常に心配するところです。納得いくような説明を、市長の政治信条に照らしてお答えをいただきたいと思っています。

それから、受益者負担金の関係で今ご答弁をいただいたんですけれども、私が聞いているのは、供用開始ができるという状況になっているところでも、まだ受益者負担金をもらっていないところがあるんじゃないかと。そういうことを聞いているわけです。何箇所か去年はあるというお話でした。供用開始状況になっているにもかかわらず、まだ下水に接続する計画がないから、受益者負担金も先に行おうといういろいろな考え方があるかもしれませんが、そういうところがあるのか、ないのかということを知っているの、質問者の質問をまともに聞いておられたら1回で終わるような話で

すから、ちゃんとしていただきたいと思っいます。

それから、水洗便所の改造資金の貸付金、水洗化率の向上を図っていく上で、さまざまな工夫をしていただきたいということをお願いしました。ところが従前どおりということですから、さっきもお聞きしましたけれども、保証人との関係で言えば、これは別にトラブルはない、抑止力になっているというお考えがあるのかもしれないけれども、借りやすい制度にしていくということ。それは期間を延長するということもありますし、保証人を取らないでも、実態としてはそんなに問題はないと。昨年、管財人の方からそういう話が1件あっただけということですから、自分の住居をきちっとしていきたいという思いの方が、そんなに踏み倒してということにはならないわけですから、そういう意味でこの保証人を外していくという、借りやすい制度に変えていくということも必要ではないかと思っんですが、この点は教えていただきたいと思っいます。

それから、消費税の問題。事業分の関係を知えていただきたい。それから、さっき言いましたけど内訳です。これは、使用料が上がれば、当然それに附帯して消費税が上がるというのはようわかるんですけれども、ただし事業としては減少してきているわけです。全体として。ただ、昨年と比べて0.65から0.75やから0.1ですか。そういうことの関係で、もう少し内訳を、消費税が1億円かかるという内訳を知えていただきたいと思っいます。

それから、前納報奨金の関係で、実態としてはそういう話なんですけれども、何を聞いたかということは、条例改正によって影響はないかということを知いた

わけです。昨年の9月に条例を改正したと。そのことによってどうなったかと。全く影響なしに来ているということなのか。そのことを聞いているわけです。

それから、せせらぎ水路の問題です。つまり下水処理水を使うことが目的で補助金をもらっているから、水を流さないかんと。それは理屈としてはわかっているんです。しかし、45日間水をとめただけで250万円のお金が節約できたと。せせらぎ水路の水を流すという目的に、こだけお金がかかるということが目的なのかと私は思ったりするんです。当初はそんな予定はしてなかったんと違うかなと思うんです。きれいな水やから流して、本当に憩いの場としてということやっただと思うんですけれども。これは物すごく栄養素の高い水ですから、当然、藻は出てくると。ここまで金額がかかるというふう当初は予定しておられなかったという思いがするんです。もちろんそれは大事な事業ですけれども、しかし目的外使用に私はならないと思うんです。つぶしてしまうということになっていったら、それはそうかもしれないけれども、いろいろな事情で、さっき言いましたように45日も停水した経過があるわけですから、そうすると、45日が100日になったって、これは別に不思議じゃないわけです。昨年、防火水槽も清掃してなかったわけですね、停水するときには。そういう答弁をされていました。したがって、向こう3年でも5年でもそういう工夫、そのことについて、何も目的を変えろということじゃありません。大事な施設ですから、せっかく投資をした施設ですから、しかし、今の財政状況の中から見ていったときに、相談してみる必要があるんじゃないかという思いがするんですが、この点はどうでしょうか。

負担金の問題、安威川流域下水道の問題です。これで毎年精査をされて3,800万円、それから4,000万円返ってきたと。先ほど聞きましたのは、これは年度末にならなわからんということかもしれないけれども、こういうものを組んで予算化されたのか。16年度は精査されているのかなと。一定、2年間の到達に立って、見通せるものがあると思うんですけれども、全然枠が変わっていないということで、そのまま予算化されたということについて聞いているわけです。その点、教えてください。

助成金の増額。ことしも700件、去年は718件ということでしたけれども、損して得を取れということは、言葉は悪いですが、5,000円何がしが本当に役に立つかどうか。ありがたいことはありがたいですが、1%の水洗化率を上げていくということだけでも、17億5,000万円ほどの使用料を見込んでおられますから、その1%として1,700万円ほどということになるんでしょうか。そうすると、そういう枠の中で考えていったときに、できるだけ水洗化を図ってもらえるための施策ということが、何回も言いますけれども、メニューとして必要じゃないかと思います。同時に、この助成金の増額ということではないんですが、1つ聞いておきたいのは、徴収漏れ、これは今裁判になっている鳥飼銘木の方の問題もありますし、その後、料金の徴収漏れということもありました。仕組みとして、なぜこういうことが起こるのかと。3年も発見できなかったと。それぞれの経過があると思うんですけれども、仕組みとしてそういうことがないように、今、実態としてどれぐらいそういうものがあるのかなと心配するわけです。既にもうつないでいるのに料

金がもらえていないという部分について、
どういう認識をされているのかということも聞いておきたいと思います。

それから、繰入金の目的。これはさっきおっしゃったんですが、基準外、基準内、これはどういうふうになっているのかということを知りたいんですが、これについては全く答弁がありませんでした。それぞれ一般会計から繰り入れて、委託金とか事業費とか、いろいろなもので余ってきたお金は、全部一般会計へ返すという今の仕組みになっているわけですが、そういうお金は全部基準外として返しているんだという認識をしているんですけれども、これについてずっと聞いているのに、全くお答えになっていませんから、これも聞かせていただきたいと思っています。

埋設同意の関係で、17年度には実施をしていきたいというお話でした。そうすると、16年度中には埋設同意をもらえるという到達にあるのかなと。努力目標と掲げておられるのかどうか、その辺の裏づけみたいなものについて教えていただきたいと思っています。

○木村委員長 宮川土木下水道部参事。
○宮川土木下水道部参事 経営安定化計画の計画期間は、安定化計画を作成するに当たりましては、期間は20年とはっきりうたっています。また、きょうお示ししました計画の様式も指定された内容の様式でございまして、平成36年から16年を引きますと21年という期間になります。ただ、返還に当たります期間20年という内容と、実態の年度でいきますと21年と、この違いはご指摘のとおりかと思っています。ですから、正確には21年と申し上げた方がよかったのかと思います。

それから、資本費平準化債、民間資金

の活用ということで、縁故債であれば通常一括返済ができるのかどうか、またしなければ存続はできないのかどうか。これも、先ほど申し上げましたけれども、通常の縁故債は、10年で借り換えだとか、あるいは一括返済するのか、こういう選択をしなければなりません。ただ、今のところ、一括返済で途中で変えるというような内容の話もございませんので、今、私どもが持っている資料の中でご説明を申し上げるとすれば、そういう内容でしかご説明できない状況にあるということも、ご理解いただきたい。あと、平準化債を3年ほど続けてということも視野に入れているという形の中で、17年、18年、もう財政の方も、それを期待しておられるんじゃないかと。といいますのも、この平準化債を発行することで、一般会計からの繰出金の抑制ができるのか、あるいは今、財政の苦しい中で基金を食いつぶしていく形の中では、その基金の延命も図れるということも、財政課の方では考えておられますし、私どもとしましても、その辺は当然、考えていかなければならないところじゃないかなと感じているところでございます。

回収率の件で、全国平均を上回っていると。12月の折に、この4月からの料金改定をお願い申し上げました。その折に、確かに料金改定に当たって、この時期に非常に厳しいご意見もいただいておりますし、それは認識している状況でございます。ただ、累積赤字を抱えたことで、平成13年度に出しております経営健全化計画の中では16年、19年の値上げをもって累積赤字を解消していくという1つの基本がございまして。経営健全化計画も入った形での経営安定化計画を見込んでおりますから、やはり今の経営健全化計画が活着している状況の中では、

19年度の料金改定15%、これはやはり見込ませていただいた計画にさせていただきます。

平準化債の関係で、私どもも財政課も、当面3年間ぐらいの発行を考えておるとい形の中で、16年度におきましては8億8,610万発行するわけです。17年、18年の発行できるであろう額は、ある程度私どももつかんだ形の中で、財政課と目算をしているという状況でございます。計画上には今のところ反映させておりません。といいますのも、そういう内容での国あるいは府の指導もとの資料提出でございますから、ただ17年にも発行するとすれば、約9億7,000万円程度。平成18年度分につきましては、約10億6,000万円程度を発行額としては計算しております。ただ、今のところまだそれを織り込んだ形での経営安定化計画は作成しておらないという状況でございます。

供用開始ができていながらもかわらず、受益者負担金の賦課ができていないのじゃないかと。受益者負担金で毎年供用開始いたします折に、新たなエリアを確認しておる状況ですけれども、その中で、整備がされておって受益者負担金をかけていない内容はないかと思っております。ただ、あるとしますれば、供用開始年度が9月1日付で毎年行わせていただいております。ですから、ことしも16年9月1日に供用開始の手続を打つわけですけれども、15年度での事業で、既にでき上がっている物件、そういうところにつきましては、やはりその沿道の方のご意向の中で、早くつなぎたいという申し入れがございます。その分については認めておりますから、あえて申すならば、そういう対象戸数に対して、つないでいるのに受益者負担金がかかっていないという

状況になろうかと思っております。ですから、これは改めて9月1日付で受益者負担金を納めていただく手続を起こすようにしております。

それから、水洗便所貸付金については、返還につきましても期間を延ばす。あるいは、借りるに当たって保証人をつけずに、ご当人だけの申請で、もっと借りやすい制度にできないかと。非常にその辺については考えなければいけない点かもわかりませんが、今の近隣を見ましても、やはり保証人をとっておられるところが多いでございます。もう一つは、やはり公金をお貸しするという中では、やはり保証人というのはなかなか外しづらいところがあるかなと考えております。期間につきましても、私ども、36回払い、無利息という状況の中では、こういう期間についても、今のところ現状維持で進めてまいりたいと考えております。

消費税の内容でございますけれども、今年度、申告するに当たりましては、15年度分を申告する形になろうかと思っております。その中で、課税売り上げとなるものが約17億1,000万円程度でございます。課税仕入れにかかりますものが5億6,000万円程度でございます。ですから、これらの精算の形でいきますと、課税売り上げで預かり税となるものは5%ですから、約8,500万円程度になろうかと思っております。課税仕入れの方が5億6,000万円程度ですから、2,800万円ぐらいになるんじゃないかなと。そこらのところの精査の中で、今回、計上しております1億1,606万4,000円という額を計上させていただくということです。

前納報奨金、昨年制度を改正していただいたことでの影響については、昨年の9月1日に受益者負担金を賦課させてい

ただいたわけなんですけれども、今のところどうのこうのという内容の話は伺っておりませんので、影響という内容のものまでは、現状では今、つかんでおらないという状況でございます。

ガランド水路のせせらぎ水路の清掃の件でございますけれども、私どもとしましても、環境的に市民に水辺空間を提供してまいりたいという気持ちは、当初より変わっていません。そのような中で、本来、補助事業で受けておりますから、その目的を達成する事業に対して補助をいただいておりますから、当然、状況的には現状を維持していきたいと考えているところでございます。ただ、いまだにやはり処理水をせせらぎ水に使うということは、全国的にもそれほど多く取り組んでおられる状況でない。大阪府下におきましても、10例以内であろうかと思えます。そういうふうな形の中では、維持管理に対して水質をどういうふうに管理しているのかとか、どういうふうな状況で守りしているのかというところの特別調書も会計検査の折に受けているような状況ですから、そのたびに私どもとしましては、状況的に当初目的を達成した形で、水質につきましても、処理場から送っていただく水質をもって管理しているという状況の報告をさせていただいているような次第でして、確かに清掃回数を減らせれば、維持管理費たるものも減少してくるかと思えます。しかしながら、やはりなかなか一たん流した水をとめるということは、非常に心苦しいところもございますし、それと、維持管理費はこれほどの額を考えてなかったのではないかというようなご意見もございましたけれども、当初、維持管理費として毎年3,000万円以上は必要であろうというような認識ではおりました。その辺では、

できるだけ抑える努力をしているという状況も、ご理解賜りたいところでございます。

安威川流域下水道組合の負担金の関係で毎年減額補正していることについては、毎年予算編成につきましては、組合の方から本年度の所要額という報告がございます。それに基づいて計上させていただいております。やはり安威川流域下水道組合の方におきましても、経費節減を掲げておられますから、そういう形の中で、減額補正をいただいていると。これは執行差金であったり、コスト縮減を図られた内容かなと考えておる次第でございます。

助成金の関係でございますけれども、確かに5,000円で、本当に喜んでいただいているのかどうか。この辺は私もじかに伺っておりませんが、今の現状ではやはりこの程度かなと。近隣市におきましても、助成金とそれから貸付制度というものを設けておられますけれども、中には助成金を選択した場合には貸付金を見合わせてもらおうと、貸付金を選択された場合は助成金を見合わせてもらおうという制度をおとりのところもございまして、助成金と貸付金とセットものでさせていただいているというところを、ご理解賜りたいと思います。

下水道使用料で徴収漏れ、決して見逃しているわけではございませんけれども、この徴収漏れにつきましては、1つは無届けでされる場合が多うございます。そのような状況の中では、啓発活動しております担当職員などが、啓発活動の中で、つないでいますよ、しかしながら切り替えの手続きはなされていませんよというようなところの確認、あるいは現在、指定工事店において手続きを行っていただいておりますけれども、中には何かの

はずみで手続きだけがおくれて、現地の切り替えがなされて、業者の方も悪意はないんでしょうけれども、本市の方への届出がおくれていた、あるいは忘れていたという状況の中での徴収漏れ。この件につきましても、施主に事実を申し上げた上で、使用開始なされた時点からの下水道使用料徴収をさせていただくということを申し上げているような状況でございます。

繰入金の関係で、どのようにというお問い合わせかと思いますが、基準内、基準外という形の中では難しい内容がございます。歳出の中には、やはり見込んでいた額よりも少ない、多いというものも出てまいりますし、そういうところを精査してまいりますと、やはり使用料の収入額も見込んだ形の中では、一般会計からいただく繰入金、これがやはり計算上は、その精算した時点においては基準外という取り扱いになっているという状況です。ですから、その内容のものに対しては、一般会計へお返しするという手段をとっている状況でございます。

○木村委員長 栗屋土木下水道部次長。

○栗屋土木下水道部次長 それでは、まず安定化計画におきまして、20年間の財政状況もわからない中で、普及率の推移、また資金計画をどう考えているのか。また、予算の中におきます市債の発行に伴いまして、残された地域の方々の、市長が常におっしゃっている公平性について、ご答弁申し上げます。

まず、安定化計画につきましては、先ほどもちょっとご説明申し上げましたが、まず平成21年度までは健全化計画に基づきまして累積赤字の解消を目的といたしております。15年あるわけでございますけれども、それ以後につきましては汚水の経費回収率を100%にする。こ

れは当然、汚水につきましては独立採算制の原則がございますので、これを100%に持っていくという前提の中での安定化計画でございます。そうした中での事業費の推移。また、普及率の推移になってくるわけでございますけれども、先ほどもご答弁申し上げておりますように、平成15年度末見込みの人口普及率は77.7%程度でございます。そうした中で、残り約20%強の早期下水道整備とあわせまして、経営の健全化を図るという2つの大きな課題があるわけでございますが、特に経営の健全化につきましては、その成否が市全体の財政運営にも影響を及ぼしておりますし、ひいては下水道整備の進捗にも大きく左右するわけでございますので、当面は整備促進よりも、経営健全化を優先すべきであると我々は考えております。しかしながら、委員も仰せのように、下水道経営を健全化を進んだ折り、また市財政も好転する兆しが確実となれば、整備進度を上げることも必要になってこようと思います。そういうときには、この安定化計画の見直しという問題も出てくるかもわかりませんが、我々としてはその財政状況に応じた見直しも必要だと考えております。

ただ、全体論としては、私どもはあくまでも下水道を担当させていただいておりますので、この安定化計画よりも、できるだけ前倒しにはしたい。また、一日も早く100%の普及率に持っていきたいということは常に考えて、ある一定、工事につきましてはコストの縮減なり、いろいろなそういう面で整備進度の促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、東別府二丁目地域の埋設同意の関係でございますけれども、平成14年度にご理解をいただいた中で、水神木水路以西は工事着手させていただ

ております。16年度におきましても、また後ほど図面を見ていただいたらいいわけですが、延長約97メートルの計画で計上させていただいております。先ほど答弁いたしましたのは、その16年度が済みましても、もう1路線程度が水路以西に残ってまいりますので、水路以西は16、17年度の2か年が必要と考えております。ということは、18年度以降、我々の希望といたしましては、途切れることなく水路以東も図ってまいりたいと考えております。そうした中での交渉を進めておるわけですが、以前の開発当時の問題、課題等がございまして、いまだ同意は得られておりません。また、どういう解決方法があるのかというの、いろいろ探ってまいりました。しかし、現時点では方法が見つからないというのが現状でございます。ただ、残された2年、我々としては精いっぱい相手方と交渉、また誠意を持って協議する中で、同意をいただけるように、これは頑張ったいと考えておるところでございます。

○木村委員長 山本靖一委員、並行している分もあるようですけれども、精査をしてひとつ質疑してください。

○山本靖一委員 最初の大事な問題で、これは下水だけの話ではなしに、さっき言いましたけれども、財政がそういう意向を持っているし、同時に下水の方もそういう認識をしている。しかし、出てきた計画は、16年の平準化債のお金だけ。全体として30億円ほどのお金を新たに借り入れようという計画を持っておられるわけでしょう。そうすると、ここだけの議論ということにはならないと思うんです。これは委員長、ぜひ摂津市の全体の財政にかかわる大問題ということの認識で、このままこの計画を、はい、よし、

委員会として了承したというようなこと。そういうことにはならないと思うんですけれども、そんなことをやったら、やっぱり、議会として何をしてたんやということが問われるんじゃないかと。大事な問題として、本当のことを示していくと。こういうしんどいときだからこそ、情報公開と言うたらおかしいですけど、市民の信頼を勝ち取るというのは、正しいことを伝えて、その上でいろいろ理解をしてもらおうと。ここのことなしに、市政の信頼を得られるということにならないと思うんです。そういう意味で見ていったときに、来年は早速もう9億7,000万円、18年は10億円を超えるお金を借りようと。大体そういう腹で今来ておられるわけですから、そんなことを考えていったときに、全体の財政状況、18年までとなっているみたいですが、下水のあり方、それから市の財政のあり方、そういうことの中できちっとした説明、同時に私たち自身もそういうことについていろんな提言ができるようであれば、これは大事なことだと認識しているわけです。何も下水をおくらせていいという認識はだれもされていないし、財政が破綻していいというそういう認識ではないと思うんです。

したがって、こういう大事なことを、こういう文書だけにしてしまうと、これは1人歩きすると。そのことが真実ということになっていきますから、そういうことについての整理をしていただきたいと思うんです。こんなええかげんな計画ですけれどもということで上げられるんやったら、それはそれとして認識しますけれども、少なくとも19年にはまた15%値上げするというのも書いておられますし。大事なことはちゃんと計画に載っていない。そういうことを危惧する

わけです。大事なことやと思うんですけども。これは、きょうの場所でご答弁はなかなか難しいかもしれませんが、これは委員長の方で、ぜひそういうことの責任を持ってお答えできる人が、少なくともこの計画について、どういう形で市民の方に説明をしていくのか、議会の理解を得ていくのかという、そういう誠意ある答弁を、ひとつその場所でも段取りしていただきたいということを、お願いしておきたいと思えます。

それから、水洗化融資の制度の改善の問題で、これは保証人をとっている制度についてトラブルはなかったというお話。実態として問題はないという認識をするわけですね。そうすれば、やっぱり借りやすい制度にしていくと。そのことが、先ほど言いましたように水洗化率の向上になっていくのではないかなと思うんです。当面のお金にきゅうきゅうして、そういう知恵も出てこないとなってきたら、これはほんまに企業経営としてはなっていないかなと思うんです。やっぱりサービスをどういうふうに考えて、要求された商品を開発していくかということは大事だと思うんですけども、16年も同じような状態という点では、非常に寂しい気がします。これは、ぜひ考えていただきたいということにとどめておきたいと思っています。

消費税の問題も、計算の問題ですから、それは割り返していったら出てくるということなんですけれども、そういう単純なものでもいいのかなという気がしているわけですね。事業費を拡大することによって、いろいろとこれまでの経過、答弁を見ていったら、いいのか悪いのかようわからない。どうせ後年度負担が出てくるからというお話でしたけれども、やっぱり先ほど言いましたように、市長の政

治信条、公平からいったときに、進めていくという方法だってあるのではないかと。起債の起こし方だってあるのではないかと。この点も、改めて議論する必要があるのではないかなという思いがします。この点は、もう答弁は結構です。

それから、前納報奨金の関係は、条例で変化はないということなんですけれども、税金の関係とか、いろいろ新聞報道などを見ておきますと、そのことによって納入率が落ちたという報告があると聞いています。この件については、もう条例改正したわけですから、とやかく言う形にはなかなかかなりにくいかもしれんけれども、しかし、どういう現象があらわれているのかということについて、把握していく必要があるかなと思います。これは注意をして、そういう点での努力をお願いしておきたいと思えます。

せせらぎ水路の問題。現状で水を流していくということには変わりがないと。担当としては流していきたいというお話です。そうすると、百歩譲りまして、お金がかからんような工夫はしてほしいと。3,000万円を予定し、今2,200万円やから、800万円は努力したやないか、ええやないかということには絶対にならないということですから、この時期に、そのお金の持っている重みは一番よくご存じだと思うんです。このところに3,000万円のお金、あるいは2,200万円のお金を入れるんやったら、全体ではないですけども、福祉減免とかいう考え方だってあるわけですから、そういうことについて、やっぱり認識しておいていただきたい。同時に、踏み切るかどうかは別にしても、先ほど言いましたように、会計検査院の話とかいろいろありましたけれども、何も現状の施設を壊してしまうということではないわけ

で、当面そういう景観を損なわない程度の運用の仕方があるのではないかと。そういうことについての相談はできるのではないかという気がするわけです。こんなにたくさんの経費がかかるということであれば、幾ら国が旗を振っても、恐らくほかの自治体、私もやりたいということにならないと思うんです。これは、ひとつ教訓にしていくということが大事ななという気がするんですけれども、この点での考え方を、もう一回教えていただけますか。

それから、安威川流域下水道の問題については、引き続きさまざまな工夫をしていただくように、事務方として提言なり要望なり、繰り返していただきたいと思えます。

助成金5,000円の問題、これも先ほど言いましたけれども、5,000円なんかという形では、なかなかという気がするわけです。本当に水洗化の障害になっている分、アパートとか、いろいろな障害があるということはわかるんですけれども、しかし年金暮らしの方とか、なかなかそういうお金が今出せないという方もおありになるわけですから、水洗化率向上を図っていく上で、基本的には基本料金を下げていくということになっていくと思うんですけれども、こういう点での考え方、もう少し前向きになるような形をお願いしたいと思っています。

水道でも質問をしていきたいと思っています。今の基本料金8トン、10トン、20トンという仕組みになっているんですけれども、設備投資の間はなかなか基本料金は下げるといってはならないかもしれませんが、しかし、全体として下水道の基本料金の関係で言えば、約6億円ですか、5億9,000万円余りだったと、どこかに載っ

ていたような気がするんですけれども、実際には8トンを使っていない家庭、1人暮らしの家庭なんか随分あると思うんです。福祉減免が削られているような状況の中では、実際には使っていない水の量、下水の量までを負担するという点については考えていくと。つまり、5トンの基本料金とか6トンの基本料金を設定するという点によって、実際には使っていない水のことまで払う必要はないと。これが1つの考え方としてあるのではないかなという気がするんですけれども、水洗化率を高めていく上、同時に今、既に供用開始されている方についての負担を軽減していくという考え方の中で、それはどうなのかということ、この際、もう一回お聞きしておきたいと思えます。

料金の徴収漏れの問題で、これはいろんなケースがあることを、私も今お聞きをしたんですけれども、新築をされるのか、開発のときはそうではないかもしれませんが、住宅の改造とかいろいろなときに漏れているということになっていると思うんですけれども、少なくとも新築とか、いろいろな形が出てきたときには、開発指導課との関係、いろいろ出てくるわけですから、あらゆるところでチェックができる。つまり、システムとしてそういう料金の徴収漏れができないようなことについて、現状はどうなっているのかということをお聞きしたいと思っています。

それから、基準外、基準内の繰り入れというのは、繰り戻しのお金は全部基準外というような乱暴なお話ですけれども、これはそれぞれのお金が、工事差金、いろいろな形で委託金も含めて出てきた。それは全部基準外やから繰り戻すというのは乱暴な議論ではないかなと。一般会計からの繰り入れのお金、それぞれずっ

と理由をつけておられるわけですから、余ったお金は全部基準外で一般会計へ戻すというのは、これも乱暴な議論だと私は認識するわけですが、これはきょうのところはよろしいです。もう一回、また機会を改めてお聞きをしていきたいと思っています。

安定化計画は、22年以降ということ、健全化計画に継いでいくということですが、これもさっきも言いましたけれども、随分乱暴な計画だと。ずっと足していただくと。そんなことには絶対にならないと私は思うんです。もちろん20年先まで見通して、こんな計画はつくっておられると思いませんけれども、健全化計画そのものも、やっぱり見直しが必要だと思っています。今の時点で。到達点に立って、健全化計画そのものについて、どういうふうに認識をされているのか。全体の財政計画がありますから、単純にいかないというのはわかりますけれども、既にもう出発している問題については、そのときどきについてきちっと見直していくと。それを示して市民の方の合意を得ていくという、そういう作業はどうしても必要だと認識するわけです。したがって、この点の考え方を教えていただきたいと思っています。

公平性の問題は、さっき言いましたけれども、市長の政治信条ということでしたら、これは二十何年間も待てということには絶対にならないと思います。安威川以南については、やっぱり30年以上かかるわけでしょう、今の計画でいったら。これは担当としてはお答えにくいお話かもしれませんが、そういうことを1つ1つ市民の方が見られて判断をすると。市長に対する信頼とか、そういうものではなく、行政に対して、あるいは議会に対しての信頼感はそういうこ

との中から財政再建も進んでいくし、市政のさまざまな施策についても進んでいくと私は思うんですけども、一番肝心かなめの信頼性が、こういうところで損なわれるようなことがあれば、これはずっと尾を引いていくという思いがするわけです。常々説明責任とおっしゃっているわけですから、これもあわせて、きょうでないかもしれませんが、委員長の方で整理をしていただきたいと思っています。

東別府の埋設同意の以西のことについては17年、これはそういうことなんですけれども、18年のことについてはごめんなさい、全く私の認識違いで、まだ緒についていないと言うたらおかしいけれども、まだ全然今までと同じということであれば、この間の経過について、もう一度15年はどういう努力をしてきたのか、16年はどういう努力をしていこうとおられるのか、努力目標はわかりました。例の水路の占用の問題をめぐって、新たに信頼関係が損ねられたのではないかという思いがしているわけです。そういうことも踏まえて、この埋設同意をかち取っていく。随分大きな面積になりますから、この点での見通し、あるいは自分たちとしてどういうふうに頑張っていこうとおられるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○木村委員長 平準化債の問題は、予算査定の最終段階のときに大阪府の方から説明があって、財政担当者がそれを聞いてきて、庁内のいろいろと議論をされて、摂津市の今日の財政状況、その辺のことを踏まえながら導入していこうという判断をされた経緯があると思います。きょうは同時に総務常任委員会が開会されておりますし、ここに担当部長に来てもらうということもちょっと難しいよう

ですし、そういう点では、とりあえずは16年度平準化債を導入していったことを念頭に置きながら判断をしていただくということで、きょうのところはそういう形で判断をいただいて、今後の問題として、やはりその辺の繰入金の問題もありますし、もう一つは、今指摘のあった公平性の問題からしても、そういう平準化債を導入する中で、いろいろとやりくりをしながら、事業をもっと進めて普及率を上げていくということをやっぱり考えてもらわないけませんし、そういう点で、今後、財政担当しの方との十分な協議をしていただいて、しかるべきときにそのことについて説明をしていただくという形で、きょうは山本靖一委員の方も、この辺で議論が並行していますし、おさめていただいて、とりあえずは16年度の導入についての賛否の判断をしていただくという形で、委員長としてお願いしたいと思います。それ以外の部分についてご答弁願います。

宮川土木下水道部参事。

○宮川土木下水道部参事 ガランド水路のせせらぎ水路の件は、大きな課題かと思えます。ですから、今後とも状況をどういうふうにするかということも踏まえた形で、今後の取り組みを一度精査してみる必要もあるんじゃないかと思うところでございます。

助成金にかかわりまして、水洗化への障害になっているのではないかと。私どもとしましても、今後、近隣市の動向も見据えた形の中で、また新たな動きが見えるようでしたら、そういうふうな形でのことも検討していかなければならないのではないかと考えております。

料金徴収の問題の件、これは非常に私どもも何か月もさかのぼって徴収するというところについては、本当に心苦しい

ところがございます。しかしながら、そういう形での対応をしておりますから、委員ご指摘のとおり、都市開発課から、やはり確認申請も回ってくるという状況でございます。その中では、都市開発課の方からそういう内容のものが回ってきます。その折には、新築物件におきましては確約書というものを出示していただいております。これは公共下水道の供用開始区域内の建築であれば、指定工事店を使って排水設備を行いますよというような内容の確約をいただいている状況ですので、この辺のところは、何かの手違いで、あるいは漏れがあったやもしれませんが、そういう状況で、私どもも申請者に対してそのような申し送りをしている状況でございます。

○木村委員長 栗屋土木下水道部次長。

○栗屋土木下水道部次長 東別府二丁目の同意の件でございますけれども、17年度をめどに、水路以西は整備を終わらせてまいりたいと私どもは思っているところでございます。18年度以降の事業着手に向けました取り組み、14年度はどうか、15年度はどうであったかという内容でございますけれども、全体で13か所に対します対応といたしましては、15年度では交渉には15回程度参っております。その中で、ご指摘の東別府二丁目につきましては、14年度で4回、15年度は3回参っております。その中でいろいろ相手さんからお聞きする中で、近隣での開発行為の本市の認め方、これもおっしゃっているのが現状でございます。ただ、そうした中で、本市の考え方であります大阪府の関係その他をご説明申し上げているところでございます。

ただ、今までの努力のお問いでございますけれども、非公式ながら一部はいろんな条件提示というのは相手方からも出

てきた経緯はございます。しかし、それ
に至っていないのが現状でございまして、
解決方法、今の時点では見つかっていな
いというのが現状でございます。ただ、
残された2年、これはいろいろの方々の
協力、またご指導、お知恵もおかりしな
がら、これは頑張っていくしかないと思
考しているところでございます。

○木村委員長 山本靖一委員。

○山本靖一委員 もう置きますけれども、
一番大事な問題で、先ほど委員長は16
年の平準化債ということで、とりあえず
これについては理解しながら、後日の機
会にというお話でした。それはそれとし
て、こういう大事な問題について、これ
がそのままずっと生きていくということ
になれば、これはやっぱり市民から、全
体しての信頼関係にかかわってきますか
ら、財政ときちっと詰めた段階で、どう
せもう17年、18年、そういうことで
平準化債を発行するということを決めて
おられるみたいですから、そうすると、
そのことがきちっと、もうちょっと調整
できた段階で、これはもう全体の議論に
付すような形をぜひやっていただきた
い。でなかったら、このまま委員会とし
ても了としたということになりますと、
委員会そのものが問われるし、議会全体
としても問われると私は思うんです。全
体の財政計画。そういうものがわずかな
時間の中でまともな議論をされんと、と
りあえず当てはめていかれたと、私はそ
ういうふうに認識しているんですが、非
常に乱暴なものだと思っています。そう
いうことでは絶対に信頼を得られないと
思いますので、これはぜひそういう形で、
早期に調整がついた段階で、やっぱり議
論に付すようお願いをしておきたいと
思います。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 今、事業の経営安定化計画書
をいただきまして、今もご意見がありま
したけれども、私も本当にこの件につき
ましては、真剣に取り組んでもらいたい
と思います。また、長期にわたりますか
ら、人が変わって、ただ単なる引き継ぎ
で運営するのではなくして、毎年毎年職
員の方が真剣に取り組んでいただいて、
安易に19年の値上げについて考えずに
取り組んでもらいたい。これは要望をし
ておきます。

予算概要の178ページの水洗便所改
善資金貸付金の返済の件でありますけれ
ども、以前、決算でもご提案させてもら
ったんですが、返済について使用料と一緒
に徴収できないものか。大阪ガスの例を
出しまして質問をしたと思いますけれど
も、その後、検討をさせていただいたか
どうかお願いいたします。

179ページの不明水の調査委託料に
ついて、どのように調査されるのか詳しく
教えてもらいたいと思います。

ガランド水路の件もいろいろとご質疑
がありましたけれども、その中で水槽部
分について質問をさせていただきます。
この間、私も、水質について何とかでき
ないものかと、いろいろと業者の方とか
研究されている方にもご相談して、あそ
この件に取り組んだことがございます。
最終的には水質の件で無理であるとい
うことがありました。その後、魚も、水槽
でありながら魚を飼えないという状況で、
そのままの状態です。今日までできてお
りますが、何らかの改善策は持ってお
られるのかどうか

○木村委員長 宮川土木下水道部参事。

○宮川土木下水道部参事 概要178ペ
ージの水洗便所の改造資金の返済を使用
料と合わせて徴収できないのか。ほかの
企業との確認はとれているのかどうか。使

用料につきましては、上水道の方へ徴収委託をさせていただいていると。この貸付金の分についてまでの請求行為は委託しておらない状況でございます。ですから、自動的に徴収できる、これほどありがたい制度はないかなとは思いますが、今のところ、その36回に分割した形で個人納付していただいている状況でございます。

使用料と合わせて徴収するという形の中で、まだちょっと具体的に大阪ガスなど企業の方の問い合わせはしておりません。ただ、恐らくそういう企業は、1つの企業の中で使用料と何か貸した内容のものに対しての負担を求める手続を、同時期にできるようなセットものをおられると思うんです。ですから、その辺がどういうふうに私どもとうまくリンクし合うのかわかりませんが、ちょっとまだ確認はしておりませんが、また機会がありますれば、確認させていただきたいと思っております。

179ページの不明水対策調査ということで、非常に不明水が多くなりますと、維持管理費に大きく響いてまいりますから、できるだけ不明水は少ない状況で保ちたいと考えております。下水道計画の中には20%程度の地下水を見込む計算はいたしておりますけれども、やはりそういう量的に不明水が入ってまいりますと、維持管理費の方に響くという関係では、できるだけ少ない手立てをとりたい。この内容につきましては、以前に流域下水道幹線の方で不明水といいますか、エリアから入ってくる内容の中で、どれだけの量がこのエリアには多い、少ないというのを、ある程度つかんでおられます。そのような形の中で、私どももその幹線の中で多いと言われるところであれば、やはり何らかの形で不明水なのか、ある

いは使用水として入っているのか、あるいは誤接があるのか、この辺のところも確認しなければならないと思っております。

以前は水量調査というような形で、昼間、夜間というようなことをやっておりましたけれども、本当に局所的にポイントが定かになるのであれば、そこをとめることが一番不明水に対しての改善策かなと考えておまして、16年度は、距離はかなりありますから、1点の内容ではできませんけれども、エリアを小さく細分化した中で、テレビカメラでその状況をまず確認する。その確認した内容を、改めて補修の方法をいろいろ模索し、不明水対策に取り組んでいきたいという内容で、今回は、主にテレビカメラを入れた形で、その不良箇所を探していくものです。

ガランド水路の水質の問題ですけれども、私どもが一番心配しておりますのは、水路を流して、その中で本来遊んでいただく、気候のいい時期には、そういうところで水に親しんでいただくという形のものでつくった内容ではありますけれども、やはり処理水ですから、「口にしないでください」とかの表示もしなければならぬ状況でございます。もう一つは、窒素、リンが多く含まれており、光合成によるコケが、天気の良い日には非常に繁殖するという状況です。ですから、今のところ、大阪府の処理場の方で、一定放流水に対するBODですとかSSの基準値をクリアした形で放流していただいている、なおかつせせらぎに使っている中で、大腸菌等の関係もございまして塩素滅菌、この辺のところを非常にシビアな形で管理して送っていただいているという状況です。

ただ、富栄養化の処理水の中で、コケを抑制する方法。この方法で、私が今、

認識している範囲では、塩素をもっとほり込めば、コケが生えるのも抑えることができるかと伺っておりますけれども、余り塩素をきつくしてしまいますと、今度は下流におります魚、このあたりに影響も及びますので、どの辺で量を調整していくかというところが、非常に難しいところかと思っております。ですから、当面は大阪府の処理水として送っていただく中で、大腸菌という、この範囲がせせらぎに見合う数値に維持できるような監視をしていきたいと。それが余りにも数値が大きくなるようであれば、何らかの形で、大腸菌対応をしていかなければならないのかなという状況におるところでございます。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 貸し付けの件で、先ほど山本委員からもありましたが、保証人の件なんですが、関連しまして、大阪ガスを例に出したのは、大阪ガスについては、何千円から何十万円という器具が販売されています。それを購入するときに、そういう形で料金と徴収して分割方法になっています。私の記憶では、大阪ガスは保証人をとっていないんです。ですから、私がこの件について検討をしていただきたいというのはそういう旨もありまして、お願いしたわけでありまして、もう一度、早急に検討していただいて、可能かどうかお願いしたいと思います。要望しておきます。

不明水はわかりました。素人ですから、丸い管が入っているのにどこから漏れるのかなという思いがありまして、また個人的に伺いますので、技術的なこともそのときに詳しく教えてください。

ガランド水路の件につきまして説明の中で、水質の件というのはよくわかっているんですが、水質の件によりまして、

水槽部分が使用できていないんです。その件について、そのまま今後、水槽部分をあのままにしておくのかどうかということをお尋ねしているわけですので、その点をお答えをよろしく願いしておきます。

○木村委員長 宮川土木下水道部参事。

○宮川土木下水道部参事 ガランド水路の水槽部分をどうするのか。ガランド水路を計画しました折りに、水路ですから高いところから低いところへ流れる。その中で、あの部分につきましては、既設道路との関係でアンダーパスになるというような状況です。ですから、いかに水を皆さんに有効にお示しできるかということで、いろいろ考えてみました。その中で、もうパイプで圧送するという1つの方法。それから、やはり距離も長くなりますから、歩く中での変化を何かで工夫できないかという形の中で、水槽を考えたわけでした、これほど処理水が光合成の中で、コケが非常に早く発生し、その進度たるものや、もう想像以上の状況でございまして、当初は水生動物を入れて、歩きながらのぞいていただいて、そのものを鑑賞していただくというねらいではありましたが、結局はガラス面といいますか、水槽をのぞける面の清掃がとてもしゃないですけども、並みでは落ちない。あげくの果てにはもう曇ってしまっていて、何がどないになっているのか、水さえどういふふうになっているのか、もう非常に哀れな状況になったものですから、やむを得ず水路の部分といいますか、水槽の部分の水をためない状況にさせていただいたと。

その後、どう活用するかというところなんですが、1つは維持管理で清掃を必要としますし、一番低いところですから、一番低いところから水を抜いた形で清掃

を容易にしようという考えのもとで、一番低いところには水を抜く栓も設けておると。ですから、のぞいていただく分については、植物でも並べてみればと思うんですけども、橋の下になるという関係上で、日差しを遮る部分もございます。ですから、余り植栽にもそぐわないのかなと。生物を入れてしまいますと、またぞろ見えにくい状況になりますから、今、どういうふうな活用をするかというところは、せっかくあれだけの側面からのぞける窓をこしらえていますから、何らかの工夫で何か利用しようと思っっているんですけども、今のところ、これという案にまでは至っていないというのが現状でございますので、また何かいい案がありますれば、ご提案いただければ参考にさせていただきたいと思ひます。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 提案ということですが、本当に私も知人に頼みまして、わざわざ須磨の水族園まで、ガラスにつくコケを除去するのに行っていただきました。ワイパーのような形で自動的にこすりながら取る方法もあるかなということも言っておりましたけれども、最終的にやはり水質でありました。それから、今、提案ということであるならば、生物がだめならば、できたら何かアートのなものでも描いて、あの地下道をもう少し楽しい通路にしてはどうかと思ひます。

いろいろな方法を考えておられると思ひますけれども、そのようにして市民から、失敗だったのではないかという話も出ているんですけども、現実に水質である水槽部分は失敗だと思ひます。ということであれば、そういうような形で、市民の方の楽しい通路になるように改善をしていただきたいと要望しておきます。

○木村委員長 柴田委員。

○柴田委員 安定化計画と健全化計画のことについて、36年までの計画をいただいているんですが、1つはどうしてもこれは出さなければ起債の発行を認めないということを出されたんですが、そうしたら、来年また起債を発行するとき、同じようなものを出していかないのかどうか、そういうことが1点です。

この中でもう既に19年には10%から15%の、21年までの間の期間で料金改定をということを見込んだことだということを、先ほどから説明を受けているんですけども、これは実は去年の下水道料金改定のときに、我が党の方から、非常に今の時代に料金改定については慎重に考えるべきだと。しかし、いろいろな将来のことに向かって、今回の料金改定については、我々も最大の努力といたしますか、考え方をめぐらして賛成をする。しかし、今後は料金改定を3年ごとに見直すということは、できるだけ延命をさせていくということも含めて、少しご質問させていただいた経緯、またご答弁をいただいた経緯というのがあると思うんですが、その辺の答弁の内容を、きょうこれをもらったところでまだ見ておりませんが、もう既にこういうものが固定して出てくるということになれば、あの辺の答弁との整合性はどうだったのかなというようなことを考えますので、少しそれもお答えいただきたいと思ひます。

それから、こういうふうにして36年までやっていかれる。100%に達成するというので、今、やっぱり公共下水道と、それからまだ摂津市内では浄化槽による水洗化ということで、正雀終末処理場に維持管理費だとか使用料だとかいうので、かなりお金が払われていると思うんです。工事がだんだんおくれればいくほど、やはりその費用の負担とい

うのは継続して払っていかねばならんと。この辺との整合性というのは、ちょっと私もわかりにくいんですが、例えばこれが水洗化100%になったときに、今の処理場との関係はどうなるのか。このパーセンテージでいくと、年々処理場に払わないかんお金がどういふふうな推移で変わっていくのか。その辺の計算までお考えになっておられるのかどうか、その辺も。今すぐそういうことは返答できないということであれば、考え方として後日教えていただいてもいいんじゃないかなと思います。

せせらぎ水路の維持費は、昨年、非常に費用が少なくて済んだと。それは水をとめたからだということでした。

それなら、思い切って水をとめてしまったらどうかということですが、こうなりますと所期の目的から逸脱しますので、問題も多く出てくると思うんですが、ケが生えるので清掃が難しいと。これに非常にお金もかかるということですから、これは時期的な放水ということが考えられないのか。例えば、冬場は乾燥さすために、何か月間はとめてしまい、その間にきれいにコケの整理、そしてコケが生えにくいような状況をつくっていく。そして、また春先になったら水に親しんでいただくような状況をつくっていく。年間に4か月なり5か月間ぐらいの閉鎖期間というのを設けるということではできないのか。その間に清掃なり、またコケの発生を少なくするような状況をつくっていけば、今ほど清掃にお金をかけなくてもいけるんじゃないのかと。そういうことはできないのかどうか。

それから、今、水槽のことがありました。私も通ってみて、本当に真っ黒で、何かわかりません。あれは、やっぱり例えばあそこへエアレーションするとか何

かして、もう少し浄化をする。また再浄化をして、きれいにするというような方法などはとれないのかどうか。少し大きなエアをほり込んで、エアレーションを起せば、もう少しあそこがきれいになるんじゃないのかなと、そんな感じもするんですが、そういう方法はできないのかどうか。

先ほどからも貸付金のことについて出ているんですが、貸付金の保証人、これは貸付金を受けられるときに大変ネックになってきます。しかし、また行政から言いますと、やはりそこで何かの歯どめをかけておかないとということになりますので、保証人制度というのは大変難しいと思うんです。なることなら保証人がなくても貸せるようなシステムができれば一番いいと思います。他市で保証人をとらずに貸し付けを認めているところが、例えば北摂7市の中でどこか事例があるのかどうか、その辺を教えてほしいと思います。

助成金も貸付金を使われる場合には、助成金との関係をいろいろ精査しながら、どちらかを使うとかいうご答弁をいただいたように思うんですが、私は前も申し上げたんですけれども、5,000円の助成金をいただくための手続きが非常にしんどいと。そういうようなことも含めて、これまた水道の方への市納金が、昔は1万1,000円か何かだったんですけれども、これは今はもう写真判定でいいからということで、たしか2分の1に減額されている。その部分が大体5,000円ぐらいに匹敵すると。こういうようなことからいきますと、そういうところに自動的に振り当てるということで了解をとれるというような方法で、助成金というシステムをそういう形に変えていくというわけにはいかないのかどうか。これも

前にお尋ねしたけど、将来のという話だったと思うんですが、それを含めて一度お尋ねしておきたいと思います。

ことしも工事費が3億6,000万円予算化されておりますし、それから水道の方は5,300万円ほど。下水の工事をするために、障害になる水道をどけていかなければいけないということとあわせて、水道の方にも老朽化しているから施設改善ということで、それも含めて考えていくんだということを、先ほどご答弁されていたように思うんですが、例えばこの5,000万円の移転費用の中に、実は下水でやる分はこれで、水道の方もこの折だから、口径を変えてアップしたいのという、改善も含めてやってもらえるということになっているのかどうか、教えてほしいです。

○木村委員長 宮川土木下水道部参事。

○宮川土木下水道部参事 安定化計画の件で、起債発行が続くことにおいて、毎年この計画書を出すという状況にあるのかと。その辺まで大阪府とのやりとりはいたしておりませんが、やはり経営安定化となるものの内容ですから、余りにも無造作に発行するという状況にはできない内容にはなるんじゃないかなと。この辺は、来年借りるとなれば、やっぱりそれに対する起債償還の流れを、ある程度つかまなければならぬ状況になりますから、それに基づいて、やはり経費回収率なんかの確認も必要になってくるかと思えます。この辺は、多分つらざるを得ない状況になるのではないかなと、今は思います。ただ、この辺は手続上の関係で、まだ出しなさいとも言われていませぬので、そういう手続上とは別に考えた形での作成も、視野に入れておかなければならないかなと考えます。

料金改定の折の内容と、今回の安定化

計画の中でのやりとりが大きくすれ違があるというご指摘ですけれども、正直なところ、前回の料金改定の各委員のご意見をお伺いしている中での厳しい状況、これはもう重々認識している状況でございます。ただ、この計画を出すに当たっては、既に経営健全化計画を出しておりますし、今回、新たに安定化計画を出すという状況の中で、やはりそれぞれ別内容での提出は認めていただけない。ともに同じ内容を含んだ形で安定化計画を出しなさいという、整合をとりなさいという指導を受けておりますので、料金改定につきましては、計画上の内容を記載させていただいたと。これ以上の内容の中で明確にお答えすることはできないんですけれども、今は計画を出している内容として、生きている内容を記載させていただいたと、このようにご理解をいただければと考えるところでございます。

水洗化100%、平成36年で大体96.8%という見込みを立てております。このようなときに、処理場の維持管理費、組合の負担金のことだと思っておりますが、この内容が、失礼しました。先ほど水洗化率96.8%と申し上げましたけれども、これは普及率94%に対しての96.8%という内容でございます。訂正させていただきます。その折の負担分も含みの形で、今回の計画を立てているのかというご質問かと思えます。一応、この維持管理費にかかります分につきましては、大体変動値を見込んだ形で、今の計画書を作成しているという内容にしております。

ガランド水路のせせらぎ水路の件でございますけれども、水をとめることは可能だと思います。できない状況にはないと思います。ただ、これをするに当たっては、やはり地元の方の清掃など維

持管理にかかわっていただいているところのご意見もお伺いし、またほかのところのご意見もお伺いした形の中で、また送水側であります府関係の方も、それが可能かどうか、一度確認する時期には来ているかなという気はいたします。ですから、できるかどうか別にしまして、一遍相談してみたいと考えております。

それから水槽に、エアレーションだとか、あるいは浄化装置をつけるという形のものですね。私どももあそこの維持管理に当たっては、非常に苦慮し、今はそこに水をためないで、そこをパイプラインで次の部分へ動かしているという内容で取り組んでおります。ですから、今、維持管理費の形の中でこれだけのご指摘を受けておりますから、またエアレーションですとか浄化施設ですとかといいますと、多少なりとも費用もかかってまいりますし、この辺は状況が好転した時点で、また検討させていただけたらと思います。

水洗便所改造の貸付金の関係で、保証人の部分が非常にネックになると。保証人制度がなくても貸せる状況、これは非常に厳しい内容かと思っておりますけれども、今、私が認識する中では、各市とも保証人制度を採用されていると。確認した時点と今の時点では時点が変わっておりますから、もう一度確認してみて、そういう制度をとっておられるようでしたら、どういうふうな形でできるのか、この辺を研究もしていきたいと思っております。

助成金、水道の分に対する市納金に振り返ることができないかと。ここらが非常に難しいところでして、出と入りの世界ですから、会計上、この助成金という位置づけの中で、切り替えをもって水道の方への市納金扱いにする、これはちょっと会計上に無理があるんじゃないかなと。申しわけないですけれども、やはりその

対応に当たっては、一たん受けていただいて、それを回していただくと。お手をふやす状況では申しわけないんですけども、そういう内容でしか私どもとしては、今のところ取り扱いきないんじゃないかなと考えております。

○木村委員長 粟屋土木下水道部次長。
○粟屋土木下水道部次長 最後のご質問の水道管の移転の関係でございますけれども、まず下水道整備費の補償、補填及び賠償金で5,300万円計上させていただいております。下水道工事におきまして支障となる水道を初めその他ガス管、他の地下埋設物、また上空にございます関電等の架空線等が支障になった場合の移設費用すべてを含めての予算額でございます。参考ではございますけれども、平成14年度の決算といたしましては、そのうち水道の移設が占める割合といたしましては22%でございます。一番大きいのは、最近でしたらガス関係が74.5%を占めております。そうした構成になっておりますけれども、水道の移設の考え方につきましては、予算編成した段階で、私どもから水道部に対しまして、予定の箇所図をお渡しした中で、いろいろ調整させていただいております。その中には、当然、私どもの管に対しまして支障になる管がございます。その場合は、原則的には私どもの補償費をもちまして水道部でやっていただく。また、やっていただく中では、小口径のサイズでしたら、一部給水不良等がございましたら、増径もさせていただいているところでございます。また、反対に、私どもが支障となります管でありましても、水道の方で老朽化しているという場合は、水道独自の整備計画の中で、移設費用はお支払いせず、水道会計の中で執行していただいているという現状でございます。

○木村委員長 柴田委員。

○柴田委員 先ほどの健全化、そして安定化計画の中で感じましたことは、過去の委員会でのいろいろな答弁なり考え方のすり合わせもある中で、こういうものが出てくるということになってきましたら、やっぱりこれは表に出れば、こういう考え方だということが定着していくわけですから、我々、一体何のために今までそういうことでの協議などをしてきたのか、料金改定のときの考え方に対してでも、我々はこういうふうな考え方を述べて、今回の考え方に賛成してきているんですというようなことも、きちっと整理して住民に言わなあかんわけですから、そういうことと、先ほどし尿処理場の中への負担金などの推移なども、こういう伸びの中でこういうふうに変わってくるんですよということの説明もしなければならぬ。もう一つ、毎回これを出すと、その折りに出してくる。また今回出したやつと、また次のときは状況が少し変わってくれば、この数字等も変えていかなきゃならぬのじゃないかと。それをまた来年出すと、毎回変わっていくんだなということで、この辺もこんがらがってくる。

その辺もありまして、私は考え方としては、あくまでもこれは市債を起すための、1つの向こうの前提条件として持っておいてということやから、持っていているんですけども、このことが今後すべてで動いていくというものではないのではないかととります。

しかし、またその反面、こういう計画をもって考えていかれるんだという見方もできるわけですから、ここらが今後、とり方によってこの内容が、非常にどちらにでも移るような状況になってきて、扱いが難しくなってくるなという感じを受けたので、今後ともそういうことも含

めて、十分精査といいますか、考えていただいた中で、その都度変われば変わったような状況も含めて、市民に示せるような、そしてまた整合性が持てるようなものとして、出していただきたいということを要望しておきます。

先ほどのせせらぎ水路のことですけれども、私は何も水をとめなはれと言うてるわけじゃないんです。所期の目的は、やっぱり水を流して、せせらぎ水路をつくって、住民の皆さん、市民の皆さんに憩いの場所として喜んでもらおうということで、6億円近いお金を投じて、処理水を流してと。計画どおりやっていて、本当に皆さん喜んでいけると思った矢先に、こういうことが出てきた。当初、3,000万円ほど実は維持管理費が要りますということなれば、そこでもうちょっとチェックを入れるべきじゃなかったかなと。そんなにアフターに金が要るんやったら考えとくなはれと。10年あれば3億円ですから。それはもう少し安い方法はないのかとか考えられたと思うんです。だから、その辺ももっと、実はアフターケアにこれだけかかるんですということも含めて、山は登るまでも大事ですけども、登ってからもおりにいかなあかんわけですから、おりにところも説明しておいてもらわないと、我々も勉強不足かと思えますけれども、ちょっとそういう感じを受けました。しかし、現実ああしてつくって市民が喜んでる施設ですので、できるだけ施設の目的に合ったような使い方をしてほしいというのは言うまでもありません。しかし、そのために800万円もお金がかかるとかいうことであれば、たとえそれが300万円でも節減できる方法があるならば、また、コケが生えにくい状態は、一時期水気を切ってしまうと、コケの発生がおくれるとい

うことであれば、期間を限定して湯水という部分をつくってみたらどうだろうかということを含めて提案しておりますので、その辺も含めてご検討いただきたい。

それから、水槽のことにつきましては、一例として、よく水槽を見ましたときに空気を送って、エアレーションを起しているところでは、かなり透明度もよろしいし、きれいなところもありますので、そういうことも1つの方法ではありませんかということで、これにごつつい費用をかけるとんでは何にもなりませんから、そういうことも含めて、あの水槽のあり方を、再度検討していただきたい。

助成金のことわかりました。それはやっぱり趣旨、目的が違うので、それをこっちに勝手に流用しとこかというわけにはいかんということですから。私が言うてるのは、できるだけ簡素化で事が運ぶように、今後、やっぱり他市にいい知恵があれば、そういうことも含めて考えていただきたいということを申し上げております。

工事費の3億6,000万円の中で、補正予算で2,000万円、それも減額になったと。これは、工事差金ということで、非常に工事もいろいろと創意工夫していただいて、当初見積もりよりもできるだけそうした不用額が残るように努力していただいているということで、それは僕らも感謝していますし、これからもそういうことには鋭意努力をしてほしい。そこで1つ、最近、3億の中にどれぐらいの原材料が使われるのかわかりませんが、今の材料の動きの中で、プラスチックなり、そういう原材料の不足というのが将来来るのではないかと。材料屋さんあたりは、そういうことで少しパイプの買い占めが入るのではないかと、いろいろなことで動いているという情報が

来ます。そういうことで、また下水道工事をするのに、なかなかそういう状況の中で資材が間に合わないということになっても困りますので、これは受けられる業者の方にも、十分そのことは責任は持たないけませんけれども、発注する方からも、そういう見通しも十分立てて、やっぱり情報を提供したり、またそういう中での考えをめぐらせたりして、ひとつ工事が速やかに、スムーズにいくように、考えてほしい。これは、転ばぬ先のつえといいますか、今そういう状況に来ているという、これはテレビやいろいろな報道でも出てきていると思いますけれども、注意をしておいてほしいと思います。

貸付金のこといろいろありますけれども、これも保証人がもし要らずでできるようであれば、もう少し簡素化できるようにしてもらいたい。

普及率の問題で、13か所まだ残っているとご答弁でおっしゃっていました。これは供用開始区域が打てない理由の中にそういうものがあるのか、いろいろなことがあります。私の実例の中にも、もう少し前へ向けて走らないかなというようなところもありますので、でもう既に施設が間際まで、そこまで完備されているところの、線上のところを早く水洗化できるように努力してほしい。新管を入れて体制を整えていくというのも大事ですけれども、もうそこさえ問題が解決すれば、明らかに水洗化ができるということは、少ししんどい部分は残っても、やっぱり前向きな努力をするということ、今後取り組んでほしいと思います。

○木村委員長 中野委員。

○中野委員 1つは水洗便所の改造の助成金の問題です。実は、市民がどのような方法で助成をお願いするのかと。その方法を教えてくれませんか。

2点目は、ガランド水路の親水施設の問題です。私はたしか昨年にコケを除去するのに、タニシ等を使って、自然な方法でできないかということ質問をさせてもらったと思うんですが、その方法を一遍とったことはありますか。あの水路を見ますと、結構タニシがついているんですよ。その面でやりますと、多分、自然の力を利用して、水路の清掃等もできるんじゃないかなと思うんで、一遍そういう実験方法を取り入れる考えがあるのかあるか、確認しておきます。

○木村委員長 宮川土木下水道部参事。

○宮川土木下水道部参事 水洗便所改造助成金の手続きにつきましては、排水設備工事は、指定工事店の方が手続を行うことになっております。1つは、指定工事店の方が、助成金の申し込み用紙がありますので、それに助成を受けられる方の氏名等を書いていただくことで、自動的に申請人に渡ると。ただ、その中で、助成金5,000円分が工事費と相殺されるのか、あるいはじかに5,000円を別途申請人が受け取られるのか、これは選択していただけるようにいたしております。ですから、申請人ご本人自体がじかに手続をしていただくのではなくて、指定工事店の方で代行という形をとってくれますので、その辺、やはりじかにされない部分が、かえって不透明に思われるのかもわかりませんが、方法としてはそういう状況になってございます。

ガランド水路の中でタニシを使って浄化の試行、あるいは実験をしたかと。申しわけありません。今のところ、何もその手立てはいたしておりません。といいますのも、どれぐらいの期間を定めるのか。もう一つは、水路清掃の折りにはかなり水も落としますし、デッキブラシ等の道具をもってこすって清掃していると

いう状況にありますので、ちょっと貝を入れてやると、それらの部分は手をつけられない状況も発生してまいります。ですから、水槽の中で、その水と同じ状況の形で、タニシの効果がどういうふうにあるかというのは、一遍試してみてもいいかなと思います。その内容については、またご指導もいただきたいと思います。

○木村委員長 中野委員。
○中野委員 今、水洗便所改造助成金の問題、実はそのとおりなんです。市民の皆さんから、工事のときに全く説明がなく、いざ請求すると、これはもう正直工事費の中に含まれておりますということで、市民からの疑問の声があるんですよ。そのときに説明をきちっとしていただければ、そういう問題はないけれど、改めて市の方に要請しましたら、実は業者に支払っておりますよと。そしたら、何で私たちに来ないんだという不満があるわけで、そういうことは明確にきちっと筋を立てた行動をしていかんと、逆に、そしたら業者が取っとるんと違うかという疑問を抱かれておりますので、そういうことも明確にさせていただくことを要望しておきます。

タニシは実験していただければ本当にわかってまいります。タニシの力というのはすごい。これは、たしか私が行政視察に行ったときに、タニシがずっとおったんですよ。タニシの状況はどうですかと聞いたら、水もいいのかもわかりませんが、ほとんど清掃しておりませんが、藻が出てきても、タニシにほとんど食べていただけるんですよと言われたことがあるんです。ですから、一遍、800万円近くのお金を使っておりますけれども、その中のたとえ10万円でも20万円でも使って、タニシをかうてくるなり。タニシというても小さいタニシと大きなタ

ニシがあるんです。大きいやつになりますと、やはり食べる力というのがすごいらしいです。ですから、ぜひ実験して、それであかなかつたら、今、水をとめるなりいろんな方法があるかも知れませんが、一遍その面を考えていただきますことを要望して終わります。

○木村委員長 安定化計画でいろいろ議論された問題。例えば、前回の値上げのときに3年スパンで自動的にということではなしに、やはり経営努力をしても、少しでも先送りをするようにという点との整合性、矛盾点等の問題もありますし、そういう点では改定率についても10から15%という幅もありますし、時期についても19年から21年度という形の幅もありますし。その辺は大いに弾力的に運用していく中で、あくまでもこれは安定化計画は永久不変のものではありませんし、そういう点ではいろいろと工夫をしていただいて、各委員から指摘のあった部分も含めて、今後、財政課と十分、先ほど申し上げましたように、議論し調整をしておいてもらいたいと思います。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後 2時58分 休憩)

(午後 3時31分 再開)

○木村委員長 再開いたします。

議案第2号、議案第10号、議案第30号の審査の審査を行います。

補足説明を求めます。水道事業管理者。

○寺田水道管理者 議案第2号、平成16年度摂津市水道事業会計予算につきまして、目を追っておもなものについて、補足説明させていただきます。

31ページをお開き願います。

予算実施計画説明書の収益的収入でござ

います。

31ページから32ページにかけて記載をいたしておりますが、款1、水道事業収益における、項1、営業収益につきましては、今日の水道事業経営を取り巻く経営環境を勘案して計上いたしました。

この内容としましては、目1、給水収益では、前年度に比べて4,395万円の減額となっております。この理由としましては、年間総給水量が年々減少の一途をたどり、基幹収入である水道料金収入において、企業や事業所などで使用水量の減少を見込んだことによるものでございます。

目2、受託工事収益では、前年度に比べて862万2千円の増額となっております。これは受託事業における公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などが増加したことによるものでございます。

目3、その他営業収益では、前年度に比べて5万円の減額となっております。この理由としましては、手数料の減少を見込んだことによるものでございます。

32ページ、項2、営業外収益の目2、受取利息及び配当金では、前年度に比べて、2万円の減額となっております。これは今日の預金利率の低下などを鑑みた計上となっております。

目3、土地物件収益では、前年度に比べて同額となっております。

この内容としましては、土地使用料では中央・烏飼送水所の用地賃貸料、施設使用料では太中浄水場の施設賃貸料となっております。

目4、雑収益では、前年度に比べて25万9千円の減額となっており、この理由としましては、公共下水道事業に係る下水道料金徴収受託料が減少したことによるものでございます。

目5、納付金では、前年度に比べて同

額となっております。この内容としましては、住宅・マンションなどの開発や口径変更件数などを見込んだことによるものでございます。目7、他会計負担金では、前年度に比べて1,075万円の減額となっており、この理由としましては、基礎年金拠出金や福祉減免に係る一般会計からの負担金が減少したことによるものでございます。

続きまして、収益的支出でございます。33ページから46ページにかけて記載をいたしておりますが、款1、水道事業費用における項1、営業費用の目1、原水・浄水及び送水費では、前年度に比べて6,535万4千円の減額となっております。

この理由としましては、大阪府営水道への受水費の削減をはじめ、太中浄水場における事務事業執行経費、施設設備等の維持管理費、人件費などの減少によるものでございます。

36ページから38ページにかけての目2、配水・給水費では、前年度に比べて904万1千円の減額となっております。この理由としましては、配水・給水業務に要する事務事業執行経費や業務委託料などの減少によるものでございます。

38ページから39ページにかけての、目3、受託工事費では、前年度に比べて668万3千円の増額となっております。これは受託事業における公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の増加などによるものでございます。

39ページから41ページにかけての、目4、業務費では、前年度に比べて246万9千円の減額となっております。この理由としましては、営業業務に係る事務事業執行経費や人件費などの減少によるものでございます。

41ページから45ページにかけての、

目5、総係費では、前年度に比べて209万5千円の減額となっております。

この理由としましては、総務関係業務などに係る事務事業執行経費や人件費などの減少によるものでございます。

45ページ、目6、減価償却費では、前年度に比べて2,538万円の減額となっております。この理由としましては、太中浄水場施設改修事業の施工などに伴う機械及び装置など償却資産に係る減価償却費の逡減によるものでございます。

目7、資産減耗費では、前年度に比べて599万7千円の減額となっております。この理由としましては、固定資産除却費や棚卸資産減耗費の減少によるものでございます。

次に、項2、営業外費用についてご説明申し上げます。

45ページ、目2、支払利息及び企業債取扱諸費では、前年度に比べて2,249万5千円の減額となっております。これは、企業債借入れ総額の減少及び償還利率の低下による企業債利息の減少によるものでございます。

目3、消費税では、前年度に比べて1,994万8千円の増額で、これは税務署に納める消費税及び地方消費税の納税額を予定いたしましたものでございます。

目5、雑支出では、前年度に比べて同額となっております。この内容としましては、水道料金などの過年度還付金などでございます。

46ページ、項3、予備費 目1、予備費では、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

続きまして、46ページ、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、資本的収入でございますが、款1、資本的収入における項1、企業債の目1、企業債では、前年度に比べて同額

の1億円となっております。

これは配水管整備事業のなかで、配水管網の新設や改良工事に要する財源の一部を、企業債により措置するものでございます。

項2、工事負担金の目1、工事負担金では、前年度と同額の145万円の計上となっております。これは消火栓の設置に係る負担金を予定いたしております。

次に、資本的支出でございます。46ページから48ページにかけて記載いたしておりますが、款1、資本的支出における項1、建設改良費の目1、施設改修費では、前年度に比べて2億737万3千円の減額となっております。

この理由としましては、太中浄水場の施設改修計画を今一度見直し、給水原価の抑制等を図るため、本年度の施設改修事業を見送ったものでございます。

目3 固定資産取得費では、前年度に比べて2,260万9千円の減額となっております。この主な理由としましては、OAシステム機器、水質測定機器購入費、車両購入費、量水器購入費の減少などによるものでございます。

47ページから48ページにかけての目6、配水管整備事業費では、前年度に比べて830万3千円の減額となっております。この主な理由としましては、鉛管対策を計画的に進めるための事業費は増加したものの、配水管布設に係る測量設計委託料、工事請負費、人件費などが減少したものでございます。

48ページ、項2、企業債償還金の目1、企業債償還金では、前年度に比べて4,762万3千円の増額となっております。これは平成10年度までに発行した企業債に係る元金償還金を計上したものでございます。

項3、予備費の目1 予備費では、前年

度と同額の500万円を計上しております。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成15年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

補正予算書8ページ、補正予算実施計画説明書をご覧くださいと存じます。

まず、収益的収入の款1、水道事業収益における項1、営業収益の目2、受託工事収益では220万円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少によるものでございます。

項2、営業外収益の目5、納付金では4,200万円を増額するもので、これはマンション等集合住宅の開発が増え、それに伴い納付金が増加したことによるものでございます。

目7、他会計負担金では、水道料金の福祉減免に係る一般会計負担金で380万円を増額するものでございます。

次に、9ページの収益的支出でございますが、款1、水道事業費用における項1、営業費用の目1、原水・浄水及び送水費では2,640万9千円を減額するもので、これは各施設の電気保安点検委託料、動力費の減少、大阪府営水道への受水費の削減によるものでございます。

目2、配水・給水費では1,330万2千円の減額で、この主なものとしましては、給配水管の修繕業務や配水管路図面修正業務の委託料、工事請負費にかかる契約差金などでございます。

10ページ、目3、受託工事費では150万円の減額で、この主なものとしましては、公共下水道工事に伴う移設工事

における受託工事が減少したことによるものでございます。

目4、業務費では462万4千円を減額するもので、この主なものとしましては、検定満期量水器取替業務の委託料などが減少したことによるものでございます。

目5、総係費では529万5千円を減額するもので、主なものとしましては、アルバイト賃金や業務委託にかかる契約差金などを減額するものでございます。

11ページ、項2、営業外費用の目2、支払利息及び企業債取扱諸費では198万6千円を減額するもので、これは企業債の借入利率の低下により減額するものでございます。

目3、消費税では804万9千円を増額するもので、これは平成15年度に税務署に納める消費税及び地方消費税の増加によるものでございます。

次に、項3、特別損失の目1、特別損失では327万2千円を計上しております。これは転出先不明や企業倒産等で未収となる水道料金等を、時効により不納欠損として処分を予定するものでございます。

続きまして、12ページ、資本的支出でございますが、款1、資本的支出の項1、建設改良費の目3、固定資産取得費では1,070万2千円を減額するもので、この主なものとしましては、機械及び装置の水質測定機器や量水器の購入に伴う契約差金などでございます。

目6、配水管整備事業費では7,000万円を減額するもので、これは工事請負費にかかる契約差金が生じたことや、予定しておりました配水管布設工事の実施時期の変更により、工事請負費が減少したことによるものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

たきます。

引き続きまして、議案第30号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、証明手数料の額を改定するとともに、障害者福祉金支給条例の廃止に伴う水道料金の福祉減免に関する規定及び字句の整備を行うもので、現行の第32条第2項第2号及び同号の次に新たに第3号、第4号の二つの号を付け加える改正や、現行の第32条第2項第3号から第5号までを2号づつ繰り下げる等の改正は、市長部局の保健福祉部の方から提案されております障害者福祉金支給条例の廃止に伴い、同条例を引用できなくなるため、身体障害者福祉法など他の法令を引用して、水道料金の福祉減免を規定し直しているもので、現行の福祉減免制度は、今回の条例改正後も、減免要件その他において、何ら変更点はないことを申し添えさせていただきます。

また、別表2の証明手数料の改定でございますが、全庁的な見直しにより、平成7年4月1日付けで150円を200円に改定して以来、9年3か月ぶりに改定するものでございます。

以上、条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。

○木村委員長 説明を終わり質疑に入ります。

山本靖一委員。

○山本靖一委員 予算ですので、全体的なことから先にお聞きをしたいと思いますんですが、企業債の償還、10年、11年、約34億円ほど発行されて、12年からの返済が始まっていくと。ことはそういうことになっていると思うんですけども、全体的に15年度末では61億円

ぐらいの企業債残高になるかなという気がするわけですが、これからの事業を進めていく上で、いつもやっておられる全体計画、資金計画。事業の計画表、そういうのを毎年いろいろとあると思うんですけども、できたら予算審議のときには示していただきたいなという思いがするんです。

特にこの間、平成9年10月に水道の基本計画をつくられて、これはもう既に見直しをしていると。人口10万人とか、1日の配水量が6万1,700トンとかいうことを、14年のスパンでつくられた経過があって、それはもう既に毎年見直しをしているというお話でした。同時に、15年3月に施設整備計画、別に給配水管の整備計画を別個つくっておられる。当時は23年、これは22年だったかようわかりませんが、27年までに見直しをして、4年間延ばしていただいた。この15年3月の計画でいきますと、全体総事業費としては31億9,500万円という内容だったと認識しています。これは、今の状況から毎年見直しをかけておられるということからしますと、予算を審議する際に、こういう到達点になっていますという意味合いで、新しい計画をぜひ示していただきたいと思うんです。

この間、これまでの委員会で、市民の負担をできるだけ抑えていく。同時に、安くて清潔で安定した給水ということを目標に、さまざまな努力をされてきたということは認識するわけです。原価を抑えていくと。それから、配水施設の整備計画とか減価償却の問題とか、それから企業努力というんですか、職員の定数の問題とか。それから水源の一元化の問題などなど、相当この間、いろんな観点から努力をしてきていただいているんです

けれども、そういう意味で、この間、16年に予算を組む際に、どういう点に重きを置かれてきたのかということ、最初に聞いておきたいと思います。

具体的にお聞きをしたいんですが、予算書の30ページ。建設改良費は、前年に比べて2億3,828万5,000円減額をしたと。太中浄水場であるとか、さまざまな計画の見直しをしたということなんですけれども、これは次年度に送ったということだけではなしに、全体的にその計画をもう一回見直していこうという内容だと思うんですけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思っています。

企業債の償還のピークは、これはいろいろ事業年報に書いていただいていますから、それを見れば一目瞭然ということになるのかもしれませんが、全体の流れをこの際もう一回教えていただきたいと思っています。

31ページ、給水収益の関係で、基本料金5億9,818万9,000円ということで上げておられます。これは、8トン、10トン、20トンということで、それぞれ入ってくる金額と認識するわけですが、実際に、例えば使っていない水の量というんですか、年金生活者の方なんかで言えば、1か月、1人暮らしでどれぐらい使っておられるのかという気がするわけです。それぞれ毎月使う量が違いますから、一概にそういう世帯を把握するというのは非常に難しいことですから。ただ、基本料金8トン未満の使用量の家庭はどれぐらいあるのかという思いがするわけです。特に福祉減免が廃止をされた中で、基本料金の設定というのは非常に大事な問題。これは管理者の方でも一定いろいろ視野に入れながら考えていただいているみたいですが、施

設整備費がかかるから、それが基本使用料という考え方の中に含まれているということについては認識するわけですが、例えば1か月、6立方メートルを使用するとすれば、1日に割り返していきますと200リットル、ドラム缶1本ぐらいの水を使われる家庭かなと思うんですが、実際に始末をしておられる家庭、1人暮らしの家庭では、ドラム缶1本の水を使いをはるかなという気がするわけです。そうすると、基本料金にもう少しランクを設けてもいいんじゃないかと。つまり、使っていない水の分まで、そういう大変な家庭では負担させられているという気がするんですけれども、ここは非常に大事なところで、全体として収入減になるかもしれないけれども、応能の原則からいったときに、やっぱり能力のある方に負担をしていただくということ。福祉型の料金体系というのは大事な観点だという気がするわけです。この点は、どういう到達点なのかということ、聞かせていただきたいと思っています。

32ページ、雑収益の関係で、先ほど下水道料金の徴収委託料が前年より少なくなっているわけですが、これは合点がいかんのですけど、下水の人口普及率で、16年は0.75%、約700戸以上の家庭がふえると見ているわけです。そうすると、単純に減ということではなしに、むしろふえるんじゃないかと、戸数がふえるわけですから。そういう素朴な疑問を抱くわけですが、この点も教えていただきたいと思っています。

それから、他会計からの負担金、福祉減免の復活という気がするんですが、一般会計ではもうやめたと。そうすると、先ほどの基本料金の見直しということが進まない中で、福祉減免が水道として改めて視野に入れる必要があるんじゃない

かという気がするわけです。14年に14.44%の料金改定をやりました。このことによって、13年度までの赤字を解消し、14年度では未処分利益剰余金、繰り越しで約1億9,900万円余りあったと思うんです。それから、15年度の未処分利益剰余金を入れますと、3億2,000万円余りのお金が出てきたと。資本的支出の関係とか、次の会計との関係で、単純に利益が出たとはなかなか言えないわけですが、しかしそういう経営状況の中から見えていったときに、先ほど管理者もおっしゃっていたように、全体として市民の負担を軽くする意味での視野というんですか、施策が必要ではないかという気がするわけです。一般会計の方から新たにということにはなかなかならないのであれば、企業会計の中で、そのことを視野に入れていくということが、大事ではないかなという気がするわけです。この点で考え方を教えていただきたいと思っています。

33ページです。原水・浄水の関係です。これは、補正も連動するわけですが、6,535万4,000円の前年度対比で減になっている主な内容ですね。府営水とかいろいろなものがあると思うんですが、もう少し詳しく教えていただけませんか。

35ページ。動力費の関係。7,868万6,000円という金額が上げられています。これは、府営水の受水を減らしていく中で、太中浄水場の稼働率を上げていくということにつながるのかなと。そうすると、プラスマイナスで動力費はどういう推移になっていくのかと。府営水をくまなくとも同じように動力費が要るかどうか、その辺の因果関係と言うたらおかしいですが、出と入りの関係を教えていただけませんか。それと、

太中浄水場の年間稼働率をどういうふうに見ておられるのか。これは、14年度でしたか、305万トンぐらいだったと認識しているんですが、どういうふうに変化していくのかということ、ちょっと教えていただきたいと思っています。

36ページ、受水費。大阪府の府営水道を、これまでの経過から51万トン削減をしたとお聞きをしています。実際の金額に置きかえてどれぐらいになるのかということ。先ほどの質問と重なるかもしれませんが、大阪市の市営水が14万トンも削ってしまったという状況の中で、受水費が金額にしてどういうふうになっていくのかということ、教えていただきたいと思っています。

39ページ。公共下水道工事に伴う給配水管の移設工事。下水の方は毎年方針がぐらぐら変わるような感じがするんですけども、具体的な建設箇所、管の移設などについては調整しておられると思うんですけども、それぞれのイニシアチブがあると思うんです。水道は水道の計画、下水は下水の計画。下水の計画を無視して、今度水道としてはどうしてもやらなくてはならないという箇所もあると思うんですけども、この辺の調整はどういうふうに行われているのかということ、お聞きをしておきたいと思っています。下水はやったけれども、その後、5年ほどしてからまた水道がやらなくてはならないということなども、実態としてはあるように聞いておりますから、この辺の調整はどういうふうになっているのかということをお聞かせください。

45ページ。減価償却、2,538万円ほど前年から減になっています。これから定額定率、いずれにしても、定額の方は減らないですけども、定率の方がこれから大きくどんどん下がってくるの

ではないかなと。減価償却のピークはこういう状況になってくるのか。それから、この間いろいろ見直しも含めて努力をしていただいたと思うわけです。これは全然違う話ですけども、下水の方では平準化債ということで、減価償却、これは起債の部分では、今まで25年で返していたものを44年、そういう減価償却の関係で平準化債を認めるということになっているんですけども、この点で、減価償却の仕方によっては、随分いろいろと積み残していけるお金が減ってくると。減価償却を大きくとらなければ、それは積んでおくというわけにまいませんから、この辺の関係で、減価償却をどういうふうにするのかということについて、到達点を教えていただけませんか。

消費税。前年比4,921万円。これで比べますと、1,995万円の増になると思うんです。事業が縮小されている中で、この2,000万円近い消費税の増はどのような内容になるのかということ、教えていただきたいと思っています。

固定資産の取得費、46ページ。前年に比べて2,260万円の減ということで、特に量水器、メーターの関係にかかってくるのかなという気がするんですけども、開発で新たに必要になってくるメーターの数とか、それから期間が来て更新をするとか、いろんな経過があると思うんですけども、これほど多くの金額が減額になる要因について、教えていただきたいと思っています。

48ページ。工事請負費で1億9,380万円ということで組まれているわけですが、工事の内容について、もう少し具体的に教えていただけませんか。先ほど言われたように、2億円ほど先送りしたと。太中の関係が随分大きな問題になっ

てくると思うんですけれども、これは施設整備じゃないですね。申しわけありません、管の布設の計画ですね、これを教えてください。

鉛管対策ということで、4,500万円を組まれています。あとどれぐらいの部分が残っているのか、何年ほどかけてこれを整備していくのかということ、教えていただきたいと思っています。

補正予算の1ページで、給水収益は、4,360万円ほどプラスになっています。納付金の関係でふえたと認識するわけですが、全体として水需要は、恐らく減ということだと思ってるんですけれども、この影響はないのかということ、教えていただきたいと思っています。

8ページの納付金、マンションなど集合住宅の関係で、4,200万円の増ということで出ているんですが、水道事業年報をずっと見ておきますと、毎年やっぱり1億円以上の納付金が入っています。ことしも約1億円弱の納付金を組んでいたんですけども、なかなか見通しは簡単ではないと思ってるんですけれども、かなり大きな金額を占めていますので、この間の推移を見ていったときに、まだもう少し見込めるんじゃないかなという気がするんですが、この4,200万円について、当初見込んでいた範囲の中にあるのかどうかということ、一回教えていただきたいと思っています。どういうふうに見ておられたのかと思います。

9ページの府営水の受水費が2,405万1,000円の減額になっています。これは年度換算で、これはどれぐらいの期間という形でこうなっていくのかということ、教えていただきたいと思っています。

委託料の490万円は、いろいろ努力されて、差金ということになっていくと

思うんですけれども、どういう努力をされてきたのか。努力の経過を教えてください。

工事請負費の700万円についても、単純に請負費の差金ということなのかという思いがするんですけれども、もう少し教えていただけませんか。

11ページの研修費40万円が減額になっています。職員の研修費です。インターネットとか、いろんな研修の場があるということかもしれませんけれども、さまざまな新しい技術とか、いろんなものの情報収集は必要ではないかと思うんですけれども、こういうふうに職員の方の研修費が減額になるというのについては、やっぱり必要な予算の枠の中できちっと研修をしていただくというのは必要ではないかなという思いがするんですが、この辺はいかがでしょうか。

同じく消費税で804万9,000円の増ということで、これも具体的に、もう少し教えていただけませんか。量水器の関係でしょうか。消費税の増の要因について教えていただきたいと思っています。

12ページで、量水器、800万円の減額補正になっていますが、開発が進んで、もっと必要ではなかったのかなと。先ほどの納付金4,200万円という関係から、単純に考えますと、メーターはもっと要ったんと違うかなという気がするんです。なぜ減額補正になっているのか。仕入れが安くなったとか、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

同じく7,000万円の工事請負費の減です。これも見直しをかけられて先送りされたということなのか、必要な事業で先送りということはないと思うんですけれども、これも詳しく教えていただきたいと思っています。

それから条例の関係で、別表2、証明手数料の項ということの中で、200円を300円に改めるとなっているんですが、このことでどれぐらいの増収になるのかということをお聞きしたいと思います。

○木村委員長 池田水道部次長。

○池田水道部次長 企業債のピークにつきましては、平成16年度がピークでございます。これは、元金、利息合わせまして約6億5,300万円を見込んでおるということです。今後どのように推移につきましては、17年度では6億2,600万円、18年度では5億9,600万円、19年度では5億7,000万円、20年度につきましては5億3,990万円ということで、右肩下がりになっていくという状況であります。

一般会計の負担金の減少ですけれども、これら水道会計については繰越利益剰余金等黒字が見込まれておるということで、現在、福祉が進めております関係の施策を、水道部でどう考えていくのかということでございますけれども、これは平成14年度に14.44%の料金改定をお願いいたしました。そういった中、また給料の減額等、特に職員の給与カット等々が黒字の主な要因。それと経費削減の中で、いわゆる職員の退職については不補充をいたしてまいりました。そういった中で、補充のかわりに嘱託員制度の活用ということで、一般会計とは違った形で、いち早く水道の方では取り組んでまいったという状況で、黒字ということ。ちなみに損益を見ますと、確かに14年度で1億3,950万円の黒字。また、15年度につきましては、単年度では2億2,800万円の黒字を見込んでおります。したがって、14年度、15年度を合わせますと、このうち利益

剰余金の4,000万円は企業債の償還に返す部分ですけれども、それを差し引きたいとしますと、3億2,800万円の黒字を見込んでおります。そういった中で、さきの代表質問の中でも、私ども管理者の方からも、現行の料金を据え置いていきたいと、長く、どれぐらいもつかわかりませんが、そういった考え方でまず努力をしていきたいということでございます。

減価償却のピークにつきましては、前回の決算委員会のときに、山本委員の方から、太中浄水場の減価償却等々について資料を提出してほしいということで、私ども資料も提出してまいりました。そういった中で、積算をした金額が15年3月31日現在で見ますと、約8億4,400万円ほどの減価償却という積算になるかと思っております。これにつきましては、順次年次的に償却をしていく予定をいたしております。なお、確かに減価償却につきましては、定額法、定率法等々がございます。私ども、建物につきましては定額法の採用、構築物につきましても定額法の採用、また機械及び装置、車両及び運搬具につきましては定率法、工具、器具及び備品につきましては定額法というような形で償却をいたしております。これらにつきましては、耐用年数等々もございます。そういった中で償却ということになるかと思っております。

消費税の増については、補正予算にもかかわってまいります。これにつきましては仮り受け消費税、仮り払い消費税等を、私ども年度当初には算出しております。そういった中で消費税の支払いということ。補正予算の増額につきましては、歳出、いわゆる支出の部分の負担が、減額補正等々で増大したということが理由になるかと思っております。

補正予算の減額の中で、特に研修費の40万円の減額の理由につきましては水道部の異動職員に対してのパソコン研修費及び業務用サーバ研修として123万6,450円を計上いたしておりましたが、今年度、一部研修に対しまして該当職員がなかったため、未執行分の差金40万円を減額させていただいたというのが理由でございます。

量水器の800万円の減額につきましては、当初見込んでおりました鉛レスメーターが実際の入札をかけた段階で、当初見込みよりか安く落ちたと。これらの経過につきましては、当然、北摂7市の契約状況を参考にしながら、トップを切らずに、そういった工夫をいたしたことが要因かなと。それと、年度末、民間の決算時期に、今回また発注をしたということの努力が、800万円の減額に至ったというのが理由でございます。

10ページの委託料の減につきましても、入札差金ということでございます。それと、この入札差金につきましては、管理者の決裁をちょうだいするときに、やはり入札率の見直しといったものが大きな要因かなと思っております。

条例関係の証明手数料、200円を300円にした場合、どれぐらいの増収を見込みにつきましては、16年度につきましては20件を見込んでおります。したがって、金額にしますと2,000円の増収と見ております。したがって、証明手数料は、ほとんど横ばいと、水道部に関しましては申請が少ないという状況でございます。

○木村委員長 林工務課長。

○林工務課長 当初予算の39ページの、下水工事における移設工事の調整内容についてということでございますけれども、一般部局の予算が確定しました段階で、

施工箇所図を下水道工務課の方からいただきまして、それをもって水道部で配管図面等を見直しを行って、移設の発生するであろうという場所及び水道部の老朽管の入っております場所等を選び出しまして、特に道路が狭隘で人孔も、また管のルートも決まっていないんですけども、どうしても移設が発生するであろうという箇所につきましては、移設工事の予算を計上させていただいております。それ以外の水道部の老朽管の入っておりますところにつきましては、工事が競合した場合、舗装費用等も軽減が図れるところからそれをピックアップしまして、配水管整備事業の方で予算計上をさせてもらっているわけでございます。以前は最終予算が確定するまでに図面をいただいて計画をいたしておったんですけども、非常に工事の確定があやふやな状態がありましたもので、最近では予算が確定してから図面をいただきまして、調整を行っているという内容でございます。

48ページの配水管整備事業の、工務課におきます配水管布設工事の内容についてご説明申し上げます。府道拡幅工事に伴います配水管布設工事が1件、延長が120メートルでございます。続きまして、新設工事が1件、延長が100メートルでございます。老朽管の布設替え工事が5件で、延長が680メートルでございます。続きまして、下水工事と並行で行います老朽管の布設替え工事が6件、延長が360メートルでございます。あと、水管橋の補修工事が1件、延長110メートルでございます。

補正予算の配水管整備事業の工事請負費の7,000万円につきましては、執行差金と、あと千里丘ガードの拡幅に伴いますところの府道の道路整備及び十三高槻線の関連の正雀本町一丁目地点にお

きます道路の整備事業と、本市が行っております千里丘三島線の道路整備事業の部分におきまして、一部どうしても用地の買収が非常に困難を極めているところを、茨木土木ないし市都市整備部の街路推進担当の方からお聞きいたしまして、どうしても水道の工事を先伸ばしにしてもらいたいという話が参りましたので、この分は、工事を先へ持っていかせていただいたような状況でございます。

○木村委員長 前川水道部参事。

○前川水道部参事 まず、給水収益の中で、水量が8トンの場合と10トンの場合という形で、2段構えの基本水量を持っております。その中で基本料金のランクについてのご質問がありましたけれども、この料金改定の変遷につきましては、特に基本料金につきましては、福祉型の料金体系でもって従前からやってきたところでございます。そういう中で、例えば1人暮らしの方々につきましてはどうかということなんですけれども、例えば1つの例としましては、福祉減免の中で、使用水量が調べたんですけれども、単身者という場合もございしますが、平均で大体5トンが出ております。ほかの福祉減免の項目につきましてはそれぞれありますけれども、これも平均で大体5トンが出ています。6トンという平均もございしますが、大体5トンから6トンの状況でございます。水道部といたしましても、先ほど申し上げました基本料金の位置づけと申しますか、この件につきましては従前より福祉型の料金体系を重視しながら改定をしてきたところでございます。よって、8トンまでの現在の料金であれば、単価を計算しますと、840円ですから、1トン当たりが105円あります。これは給水原価の約2分の1程度で抑えていますということでございます。

ます。9トンから10トンにつきましては、単価的には1,140円ですから114円になります。以上については従量料金を150円から420円に設定しておりますけれども、やはり水道部としては、従前からの福祉料金の型であるということだけをお願いしたいと考えております。

次に、雑収入の中で、下水道料金の徴収委託の減につきましては、従来から下水道料金の受託料につきましては、土木下水道部と委託徴収料を含めた中で覚書を交わしております。その中で、徴収業務にかかわる経費の算定方法は、毎年決めております。その算定方法につきましては、業務にかかる人件費も業務費も事務費も、それを含んだ中で水道だけの調定件数、下水だけの調定件数の分を案分しさせていただいております。この25万9,000円の減の主な理由としましては、水道の業務費の削減と人件費も下がりました。ただ、下水の調定件数はふえているんですけれども、はるかに人件費と業務費の減少に伴って算出しますと、そちらの方が減少が大きいということで、25万9,000円の減少となったということでございます。

福祉減免について、水道部で単独の視野に入れてはどうかということもございますけれども、やはり福祉減免の経緯等をかんがみますと、この減免制度につきましては一般行政施策の中での福祉減免という位置づけの中から、企業会計の中で公営企業とする中で、減免を水道企業独自で負担しているものについては、少し難しいと考えております。参考に他市の状況をお聞きしましても、水道独自で負担されているところはございません。

次に、鉛管の対策の件で、まず鉛管の残っている件数は、11月末では1万3,

259件ございます。次に、その鉛管の取り替えにつきましての計画ですけれども、おおむね10年間で、取り替えていきたいと思っております。

次に、水需要の状況は、まず平成15年度における水需要といたしましては、1月末の資料を持っているんですけれども、当初このときに見込んだ水量をほぼいっているんですけれども、若干5,000トンから8,000トンの減少が見られていますけれども、水道料金としましては440万円ぐらいのプラスを見ております。よって、平成15年度のものについては、当初予算どおりの収入が見込めるのではないかと考えております。なお、次の16年度の予定につきましては、前年、前々年度等の推移、また現状の水需要をいろいろと調べた結果、水量的には約15万2,000トンの減少を見込んでおります。金額にして約4,395万円の減少を見込んでおります。

次に、納付金の増加につきましては、確かに当初は9,001万1,000円の見込みをしておりましたけれども、例年大体9,000万円から1億円ですけれども、15年度につきましては、16年度に入る予定が15年度末に入ったという、大きな正雀のマンション、それとあと集合住宅の予定が見込めなかった部分、戸数にして全体的には260戸ぐらいが増加を見たというところでございます。よって、4,200万円の補正をさせていただきます。

次に、委託料の490万円の減額につきましては、これは量水器の検定満期に伴う市内の指定業者に委託しているものでございますけれども、検定件数の一定のバランスの推移を見まして、また量水器の一時的な購入がストップになった理由もございします。そういう中で、例年よ

り約900件から1,000件ぐらい減少になったという中で、委託料の減をしたものでございます。

次に、量水器の購入で、固定資産取得費の、これは800万円の減額をしております。これは、ほとんどが契約時の購入の契約差金というものでございます。

○木村委員長 馬淵浄水課長。

○馬淵浄水課長 15年度と16年度の差、6,535万4,000円という減額の主な要因といたしましては、細かい分は省きまして、浄水場の管理運営事業費といたしまして、825万円の減額。それと、水質管理運営事業といたしまして272万8,000円の減額。大きな要因といたしましては、受水費5,087万7,000円。この内訳といたしましては、15年度、一応891万トンの承認水量の申し込みということでやっておりまして、そこへ余裕というんですか、5万トン分を見させていただいておりまして、896万トンの予算を組んでおりました。それを16年度におきましては841万トン、1万トンの余裕という形で見させていただいております。契約につきましては840万トンということで、15年度、891万トンから840万トンの差51万トンの減額ということで、府からの承認をいただきまして、その差を見ますと896万トンから841万トンの差55万トンの差を、1立方メートル当たり88円10銭掛ける消費税ということで、5,087万7,000円ということで、合計いたしまして全体的に予算といたしましては、浄水課部分におきまして6,535万4,000円の減額ということになっております。

それと、動力費と府営水の絡みとかいろいろございますけれども、これも一概には言い切れないんですけれども、配水

量に比例して動力費も増減するというふうに判断していただければと思うんですけども、これも年々契約単価も変わってきておりまして、為替益とか、そこらの関連で、年々単価の金額が変わってきております。ちなみに申し上げますと、13年度で、太中だけの分で計算しましたけれども、1キロワット/hで14円12銭。14年度で13円48銭。15年度の見込みといたしましては、13円8銭というような単価の変更がございます。そこらでことしにつきましては、若干の減額ということで、動力費100万円減額を補正という形で出させていただいております。

それと、太中の年間の稼働率ということでございますけれども、自己水は年々、府営水の承認水量の絡みで下げざるを得ないという状況もございました。それで、15年度におきましては51万トンの減ということで努力させていただいております。現在、太中浄水場は施設整備気曝槽、混和池の整備をやっておりまして、12月から3月にまでについては半量運転というようなこともございまして、なかなか取水量が上げられないということでございますけれども、14年度の実績で、太中自己水の水量ですけれども、308万8,360トンの取水量がございました。15年度におきましては、見込みでございますけれども、335万9,640トンぐらいの、まだこれは未定ですけれども、見込みを立てております。その差、14年度と15年度の差といいますと、27万1,000トンぐらいの増量ということになります。稼働率につきましては、非常に難しい面もございまして、太中浄水場に大阪府の水も引っ張ってきております。そこらの絡みもあって、稼働率云々を見ますと、最大の稼働率で

いきますと、太中だけを考えれば14年度は稼働率は84%、ことしは、見込みでございますけれども、96.3%という数字になってこようかと思っております。今申し上げました府営水51万トン減につきましては、そういう計算になるかと思っております。

補正の分、当初、先ほど申し上げましたように、896万トンの予算を組んでおりまして、市でいう年度ですね、3月末までの配水量につきましては、870万トンぐらいを府営水の受水と考えております。それが大阪府の契約年度というのは、その年度の7月から翌年の6月までという、非常に計算がしにくいんですけども、そういう差が出てきておりまして、当初、896万トンから870万トンということで、26万トンの差の分を補正で減額をさせていただいたということです。

○木村委員長 池田水道部次長。

○池田水道部次長 予算編成に当たっての努力等々ですけれども、昨年11月23日に、山本靖一委員からのご質問の中で、水道部が平成9年に作成された8ページの基本計画のフレームと期間で、目標給水人口等が10万人、目標1日最大給水量が6万1,700トン、目標年次、平成22年度で12年間のスパンとなっているが、実際、基本計画の策定は平成14年度まで、基本計画に到達しているか云々のご質問ですけれども、私も水道事業の基本方針でもあります基本計画を策定すること。また、基本計画に基づき実施する具体的施策、実施計画を策定することなど、水道事業基本計画策定委員会を水道部内部でまず設置をいたしました。これにつきましては平成9年10月に策定をいたしたところでございます。その後、水道事業基本計画をもとに、水

道事業実施計画の作成に至りました。この実施計画の作成につきましては、平成10年6月から平成11年2月までの期間で、コンサルも交えた中で、基本計画のフレームなどにつきましては見直しをいたしたところでございます。その計画フレームの推計条件の人口や水量の推計式といたしましては、時系列傾向分析などを用い、また生活圏単位は、生活構造モデルを用いて飽和値を設定いたしたところでございます。また、目標年度につきましては、おおむね10年後であります平成22年度と出したところでございます。なお、計画フレームの設定等につきましては、計画給水人口が8万8,000人、計画1日最大給水量が5万トンに修正をいたしております。さらに、施設整備計画では、基本条件と基本方針、また水運用計画では平常時と非常時、さらには太中浄水場の整備、配水管網の整備など、順次計画をいたしたところでございます。また、概算事業費と年次計画の施設改修事業等では、当初目標年次を平成22年度を予定いたしておりましたが、見直しを行い、目標年次を平成27年度までに平準化をさせていただいたところでございます。また、配水管整備事業費では、当初予定事業費は3億5,000万円を予定いたしておりましたが、平成14年度には3億円、また平成15年度には2億円、平成16年度につきましては1億5,000万円に見直しをさせていただいております。また、先ほどご質問が出ておりますけれども、水道管の布設計画等につきましては、下水道との整合性につきましては、水道部の工務課と土木下水道部が連携をとりながら、予算措置をいたしておるのが現状でございます。したがって、事業計画等々につきましては、随時各課のヒアリング

を実施しながら予算編成を行っておるのが現状でございます。

それと、太中のご質問の中で、大阪市水の14年度の金額、これが漏れておりましたのでご答弁させていただきます。

14万トンの減少につきまして、金額で1,234万8,000円という減額でございます。

○木村委員長 寺田水道事業管理者。

○寺田水道事業管理者 それでは、私の方から平成16年度の予算に向けて、どういうところについて重きを置いたかということについて、少しご説明申し上げたいと思います。

まず、水需要の件は、毎年減の傾向にある、全然回復しない、なぜか、何とかならないものかということをいろいろ考えますけれど、平成10年度から正直申し上げて平成14年までの間、たかが5年間ですけれど、この5年間で減少量は100万を超えて、102万4,000立方メートルの減というのが現状でございます。さらに、14年度から15年度について、先ほども私どもの参事の方がご説明申し上げておりますけれども、あくまでこれは予定量に対しての乖離の問題でございます。14年から15年度の年度の水量の差でいきますと、もう既にこの2月現在では25万2,000トン減っているというのが実態でございます。そうしますと、平成10年から平成15年までの間で、127万トン近く減っているというのが現状でございます。

そういった水の減少。水道は給水収益一本で本当は生活したいところですが、その他のところの利益もあって、いろいろ黒を出しているということでございますが、16年度の予算の方針を立てるに当たりましては、こういった毎年給水収益が減少の一途やということ考

えてまいりますと、今日の社会情勢、減っているからといって安易な料金改定は、私はなかなかできるものではないと考えます。一方では市の財政も一段と厳しさがあります。いろいろ議員の方々も、その中での問題点というの、いろいろおわかりだと思ふんですけれども、しかし健全化による行革を行ってきておりましたも、なかなか厳しいところは厳しいものがございます。そういった中で、水道部は、仮に市民への負担を求めるということにつきましては、これは本当に大変無理かなと考えるところでございます。平成14年に14.44%の改定をさせていただいた。たしかこの改定に対しての試算期間といいますと、平成17年度まででございます。その17年度までを考えて、じゃ18年度に料金の改定をするのかというふうに、仮に私どもがいろいろそういうことの取り組みをしましても、今の社会情勢から、議会あるいは市民の理解は得ることは本当に難しいだろうということ、強く感じるところでございます。

そういうふうなことを考えますと、やはりこれは長く現行料金を維持するための対策、方策、これは当然、今から何かの形で取り組む必要があるだろうと考えます。当然、その場合には、5年から10年先とは言いませんが、それに近いところまではイメージをしていきたいと考えるところでございます。そういうふうに考えますと、ここで一番考えなければならないキーワードは、給水原価だと思ふところでございます。給水原価につきましては、府内の平均もございまして、全国の平均もございまして、本市は平成15年度を最終、あくまでも予定かもしれませんが、15年度の給水原価で計算してまいりますと、約213円強になって

まいります。この213円の給水原価、これをいかに下げることができるかというところに、考えを求めるわけでございます。その中、やはり組織体制であり、あるいは施設の整備であり、維持管理であり、その他経費、こういった4点ぐらいの総額をもって、やはり十分検討する必要があって、仮にイメージをしたその先にある次の値上げは、努力の成果がそこに示されたかというものをよくよく考えて、ご説明を申し上げて、やはり市民の一定の理解を得なければならないんじゃないかなと考えます。

そういうことから、平成16年度の予算では、先ほど申し上げました給水原価の価格も実績としてはございますが、16年度では205円以下を目標にしたいと、予算の査定に臨む前の私の方針としては出したところでございます。また、一方では鉛管の対策は、市民の安心・安全の水を考えれば、ここで16年度から一歩足を踏み出したいということで、非常に厳しい水道の財政事情ではございますけれども、そういった中では踏み込んでいきたいというのが当初の考え方でした。

しかし、この給水原価はいろいろ絞るに絞っても、あるいはそのことについては限度があるような気もします。したがって、私は今後の太中の整備の事業については、先ほども山本委員がおっしゃった内容でございました平成14年から23年までの10か年計画で、約32億円の予定をいたしておりましたけれども、これを少し足を伸ばして平準化をした。4か年伸ばして平準化しました。しかし、それにしても現計画で推移しますれば、先ほどの元利償還金も、平成16年から18年を見た中でピークが当然その中に襲ってくる。また、一方では内部資金の関係もございまして、これも建設を行って

いきますれば、当然、内部資金の方も減ってくるのが実態でございます。そういうことを考えますと、平成20年から21年、22年ぐらいの間で内部資金、いわゆる留保資金の関係ですけれども、これも枯渇することも考えを持たなければならぬと考えました。また一方では、12月には、職員数の適正化計画も示されたところでもございます。水道部も、この適正化計画に準じてというお話がございまして、水道部の方も10か年で、現有の職員62名のうち、退職者は31名が予定されるところでございまして、人の関係につきましても、本当に過渡期であるとも思います。

このような中でも、市民への供給につきましては、水は安全でなければならぬと思っておりますし、サービスは低下することはできないところです。そんなところから、鉛管の対策は、16年度からは着手していきますよと。しかし、ここで水道の財政の健全化で料金の改正は、先ほども申し上げましたように目を向けることはできないとすれば、今日の社会情勢では安易な料金改定はできないということになってまいりますと、現行料金を維持する。それには、まず何をすべきかというところでございます。まず何をすべきかというところで、私は、太中を整備しながら何をすべきかということを考えるのではなく、しかられるかもしれませんが整備を一時お休みさせていただいて、その中でさまざまな方法、さまざまな検討をしてみたいと思っております。平成16年度は予算方針を立てる中で、予算のヒアリングを各課長とも、あるいはその担当者とも論議する中で、浄水場関係についてはことしはお休みをさせていただくということをお考えのところでございます。

水道部は、非常に熱意ある職員もおりますから、そういった熱意ある職員が、本当に水道部の先々、市民とともに仕事をしたいこうとすれば、どうしたらいい水が売れて、やはり摂津の水道として喜んでいただけるかというところを、職員みずから汗を流して、ひとつ何かの形で検討の結果を出していければと思っておりますのでございます。

そういったことが平成16年度の予算方針であり、結果として、こういった16年度の形として組ませていただいたということでございまして、本当にあらゆる削減もした、あらゆる節約もした、そういった中で結果、絞りに絞った予算でございまして、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○木村委員長 山本靖一委員、絞り込んで質疑を続行してください。お願いしておきます。

○山本靖一委員 先ほど池田次長の方から、口頭で具体的に説明していただきました。全体計画の関係、資金計画、事業計画。それぞれ努力して、今、整理をされているわけですから、それをやっぱりせつかくですから、ぜひこれは出させていただいて、全体の議論に付していただくように、努力をして随分内容的に精査されてきているということですから、これはぜひ出させていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

基本料金の問題で、これはぜひ管理者の方にお聞きをしたいと思っておりますけれども、給水原価の関係で言えば、今、213円。しかし14年度決算で見ますと208円89銭、年々変化はしているんですけれども。大阪府からの府営水、原価は88円何がしということで見ていったときに、人件費とかいろいろ足していきますから、今の供給単価で言え

ば213円だったと思うんです。そういうふうに見ていったときに、給水原価との関係では、もう超えた、改善がされたという経過があります。ただ、給水原価を割ってという考え方があるかもしれませんが、しかし大阪府の水、88円何がしから見ていったときに、福祉型の料金をとっているということですが、5トンなりあるいは6トンの基本料金の設定も選択肢として、これは他会計からもらうというわけにはいきませんから、そういう意味で、ぜひ視野に入れていただきたいと思います。この点でお答えがあればいただきたいと思うんです。

同時に、去年は条例の改正をして、そういう公衆浴場のところからもお金をもらうということをしてきたわけですが、この間、大口の需要家の水需要の変化はどうなっているのかと。ここに対する働きかけはどうかという点だけは、これは聞いておきたいと思います。

踏み込んで減価償却の関係で、これは以前に池田次長の方から、太中に絞って資料をいただきましたけれども、今、水源の一本化というお話も聞く中で言えば、太中の減価償却、つまり内部留保、留保資金の関係で、一定それだけため込むことが必要なかどうかということも、将来は議論になってこようと。今すぐやめろとかいうお答えではないわけですが、そういうふうに見ていったときに、随分踏み込んだ議論がされているなという思いはするんですけれども、これは今、内部でいろいろ議論をされていることが、私たちの目にも映るような形の中で、資料であるとか、議論の経過であるとか、そういう情報をぜひ提供していただきたいということにしておきたいと思います。

○木村委員長 基本料金について、一定の考えがあれば答弁してください。

寺田水道事業管理者。

○寺田水道事業管理者 基本料金の関係は、より福祉型だということで先ほど参事がご答弁申し上げましたが、先ほども10トンないし8トンが基本料金でございます。しかし、まさに今世間では、確かに高齢社会になりまして、その中でお年寄りが多い、あるいはその中でまた単身で生活されておられる方もある。そういった方々から、私も耳にするんですけれども、節約しても節約しても基本料金の8トンまでは支払わなければならない。気のつかれない方は、節約したら減るだろうと思っておられる方もございますけれども、水道料金のシステムをご存じの方は、節約してもやはり8トンまで持っていられるということも、よくお聞きするところでございます。

このような話は、ことし1月に入りましてから大阪府の管理室長ともお話したことがあるんですけれども、府下ではいかがでしょうかと。あるいは、そういった働きかけ、あるいは府下での動きはいかがでしょうかというお話をした折には、「そうですね、そういった社会に実際になってきているのと違いますか」と。室長がおっしゃったのは、「個人的には確かにそういう動きが今後出てくるでしょう」と。しかし、大阪府下ではまだそこまで踏み込んだ都市はないというふうにもお聞きしたところでした。したがって、やはり実績でいただくということも確かに内容かもしれませんが、今後とも各市の状況を見た中で、本市と同じような悩みを持つかもしれませんが、そういった中でいろいろ私どもも勉強もしていきたいと。これは課せられた今後の課題であるかなと感じたところでございます。

大口需要家の働きかけの件ですけれど

も、確かに大口需要家の関係では、少し節約されることによって、本当に水量も減ってまいりますし、またそれによっての収入の減も確かに大きいところでございます。摂津は、幾ら使われても、幾ら利用されても、送る水は十分に持っておりますと、ご迷惑をおかけいたしませんというのが摂津の私どもの姿勢でございます。そういう意味からも、今後とも大口需要家の方々には、そういったお話はさせていただいて、幾らでも使っていただけますようにという、私も経営をしているところもでございますので、営業には努めていきたいと考える次第でございます。ただ、おっしゃるように、水量は企業の社会的事情からも、どうしても減少傾向にあるというのが実態でございます。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 1点、特別損失で一般家庭と企業の内訳がわかりましたら、教えてもらいたいと思います。

それと、今、管理者の方からも、るる努力された経緯も言っていただきました。1点だけ、14年度の値上げの時に、施設整備、これはやはり安心して給水をしたという旨のもとされました。今聞きますと、やっぱり整備の見直しということをおっしゃいました。心配しておりますことは、そういう形で、危険があるから整備をするのでということを14年度におっしゃってました、今それをもう一度見直すと。お願いしておきたいのですが、このことによって絶対に事故だけは起こさないような見直しをしてもらいたい。でなければ、私たちは14年度、市民の方にその旨をお答えをしまして了解を得たんです。ですから、その点、ひとつよろしく願います。できたら管理者の決意でもいただけたらありがたいと思います。この2点だけ願います。

○木村委員長 前川参事。

○前川水道部参事 特別損失につきましての内訳は、個人の居所不明が209件。会社が破産宣告とか倒産が21社ございます。一人暮らしのお客様で死亡されたという部分について4件ございます。合計が234件になるんですけれども、修繕料の部分につきましては、これは倒産という形の中で、2件ございます、236件という状況でございます。

○木村委員長 寺田水道事業管理者。

○寺田水道事業管理者 14年度の値上げの折りに施設整備については事故を起こさないようにということをお約束申し上げて、料金の値上げをさせていただいたということで、辻委員の方からのお話でございます。私も、これは太中浄水場に対して16年度は工事はお休みしますけれども、この中でさまざまな考え方が生まれますということで申し上げております。この1年休んだからといって、このまま永久にお休みをするわけではなくて、どういうふうな方法をもってすれば、先ほど申し上げましたように、長く現状維持で、現行料金で市民の方々に使っていただけるかということを考えているわけでございます。その中で仕事をしながら、工事をしながら進めるのではなく、やはり休むことによって、より一層そこに専念、集中ができるということで思っておるわけでございます。そういうことでひとつご理解をさせていただきたい点と、もう一つは、ことし1年休むからといって、改修を予定していたものが、いわば改修を16年度はしないわけですから、あるいは更新をしないわけですから、そのことに対して、太中浄水場について何か支障、問題、トラブルは起きるか否かということは、浄水課の査定の中では、いろいろお話をさせていただいていると。

担当課長からは大丈夫であると聞いております。しかし、大丈夫だと伺っていたとしても、やはり1年間の中で、機械、器具のことですから、何が起こるかわかりませんから、そのことについて、もしトラブルが起きて、交換であるとか、あるいはそれを至急修理しなければならないとかいう部分については、怠りなく言ってきたさいということの指示を与えた上で、本年1年間はお休みをさせていただくということにいたしておりますし、ご懸念の事故に対して、あるいは安全に対してということとは、私も同じでございますから、そのことについては、当然、努力していきたいと思っております。市民の方々にも何かトラブルがあったら、水を送るということには決してなり得ませんので、その点は私ども、今後とも注意はしてまいります。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 特別損失の件でありますけれども、個人なり、会社なりあったわけですが、追及調査なんかはされてその結果不明であるのか。ただ、納付書だけを送って、それが返ってこないから、おりませんと。その点だけお願いしたいと思っております。

○木村委員長 前川参事。

○前川水道部参事 特別損失の確保は約5年間ございます。その中で、死亡の場合でしたら5年以内に死亡されたという場合がありますけれども、事業所とか倒産以外のことですね、これはもちろん追及はしております。倒産になる前でも、その部分が、極端に言えば2か月とか4か月で倒産がぱっという形になった場合があります。そういう破産の場合は破産宣告などで破産管財人から、そういう中で配当をいただくと。水道の場合は下水と違って配当率が低いという状況でもあ

ります。ただ、その分については、すべて追及したコメントも残してやっております。

○木村委員長 柴田委員。

○柴田委員 39ページの中で、工事請負費の中で、2,481万4,000円。これは公共下水道の切り替えに伴って、水道の方が受けてやられるということだと思います。午前中に公共下水道の審査のときには、これは「ほか」という言葉も入っておりますが、5,300万円ほどの予算を組まれていると。この辺の整合性というのはどうなのかということ。それと、先ほど、これは公共下水道で持つべきなのか、やはり水道側がかなり老朽化し、いろいろな条件で、うちでもたないかんということもあって、我々から見たら双方、こちらはできるだけ費用を削減するようと思うけれども、当然これはこっちで持ってもらうべきじゃないのかと。そういうことで、どちらが持っても結果的に一緒なんですけれども、できるだけそこは我々から見ても、また市民の目から見ても、納得できるようなお互いの双方間の話し合いの中でやっただいて、双方が話し合いの中で、少しでもコストを落としたり、経費を落とすやっただいていけるということを考えていただきたいということで、お尋ねしておきたいと思っております。

それから、太中のことで、今、管理者のお話を聞きますと、1年間休眠をするということでしょうか。その中には、今かかっているコストを、できたら213円を205円までに割っていききたいということも踏まえた、やはり目標値をはっきりされた1つの考え方ということも出ております。やっぱり、水のコストを落としていくということで、今、何が弊害をしているのか、障害になっているのか

ということの中から、ときにはやはりそういう状況もやむを得ないと思うのですが、過去からのずっと経緯を、今までから増設したりいろいろなときに、水源地の必要性、また水パニックが起こったときの、いざというときの問題ということで、今まで水源地というものに対しての考え方というのは、前向きに取り組んできて、まさか休むというようなことは、考えの中にはなかったように思います。

それともう一つは、この水が非常に市民の中に定着している。摂津市にはおいしい水を送ってくれているというイメージがまだ強いと思います。ここ数年前に高度水が出て、水の味といいますか、内容もかなり高くなったんで、今はもう井戸水も。また府営水もそんなに変わらないのかしらんけれども、夏には冷たい、冬には温かいということもある。昔はブレンドしている量が、ほとんどが太中の水というところがあったりして、その格差は多かったのかもわかりませんが。そういうことで、そういう問題なども含めて、やっぱりどうなのかなという、水が少しとまるということに対する寂しさみたいなものを感じますけれども、これはあえてもう答弁は結構でございます。もし管理者が、いや、こういうことでということで補足していただけるものがあれば、お願いしたいと思っておりますけれども、私としては、そういうことで1年間休まれることによる、いざというときに確実に対応ができるのかどうかということも含めて、若干心配をしておりますので、お答えがいただけたらしてください。

○木村委員長 林工務課長。

○林工務課長 下水の支障移転に伴います補償・補てん費と、水道の整備事業の工事請負費の関係なんですけれども、水道の場合は、どうしても出水不良とか老

朽管等が埋設されております地域で計画的に布設替えを行っているわけではございませんけれども、どうしても特定のできない、工事に伴って並行で工事を行った方が、経費的にも安くつくということで、そういう地域を下水の工事とあわせて中で推進しているような形でございます。費用的に、補償・補てん費と水道部の方の工事請負費の違いということなんですけれども、下水の方におきましては、ガスの移設及び関電の架空線等が支障になった場合の移設費用も盛り込まれております。水道の移設費用と申しますのは、水道独自の、下水の工事に伴いまして、どうしてもこの分が水道管を移設しなければ工事できないという部分の費用だけを上げさせてもらっております。それと、整備費用は、少しでも費用を軽減するために、舗装等の費用も軽減できますので、下水道工事にあわせて、出水不良の箇所及び老朽管の箇所を並行で工事を行っているという形でございます。

○木村委員長 寺田水道事業管理者。

○寺田水道事業管理者 16年度の予算を組むに当たりまして、いろいろ節約すべきところは節約もした、絞るべきところも絞った。これ以上絞るには限度があると申し上げました。その中で、213円の15年度の原価を205円にさせていただいたということでございます。

しかし、府内の平均は、平成14年度ではまだ低いところもあります。全国平均もまだまだ低いところもあります。その場合、先ほども申し上げましたが、私は今後、それでもってやっていくにはどうしたらいいんだろうというところで、検討を申し上げたいということ、職員の皆さんとはお話をしていきたいと思っております。それが、いわば市民に支えられる水道じゃなかろうかなと思うとこ

ろです。

したがって、これ以上絞るとしても、絞りようが205円から下、水の需要が減る中では、本当に厳しいでしょうね。だったらどうするんだということがポイントではないかと思えます。したがって、いろいろ模索の仕方はあると思えますから、水道部の職員の若い知恵に期待して、私は16年度の建設事業については1年間お休みをさせていただいたということでございます。

○木村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後 5時16分 休憩)

(午後 5時18分 再開)

○木村委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 討論なしと認め採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午後 5時19分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

建設常任委員長 木村勝彦

建設常任委員 柴田繁勝